潮の香りと緑ゆたかな坂町

広報 さか

平成27年
4月号
第704号
平成27年4月1日発行

第４回
坂町悠々健康ウオーキング大会

平成27年度

町長施政方針

吉田町長は、３月５日に開会した平成27年第１回坂町議会定例会で、平成27年度施政方針を述べました。その内容と坂町教育委員会の教育行政方針を要約してご紹介します。

なお、施政方針などの全文は、町ホームページや役場企画財政課で閲覧できます。

0　はじめに

■社会的展望と課題

我が国の経済は、安倍政権の経済政策「アベノミクス」により、円安・株高が進み、景気回復基調にありますが、地方では、景気回復を実感できない状況が続いております。

今日の地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化の進行による社会構造の変化が大きく影響し、歳入面では生産年齢人口の減少による税収入の低迷が続き、歳出面では社会保障関係費が増大していくことが予測され、厳しい状況に向かうものと推測されます。

このような状況の下、本町では、これまでにも職員数の削減や事務事業の見直しなどに取り組んでまいりましたが、厳しい財政状況の中で、単独町制の維持を図るためには、身の丈に合った、自主自立の行財政運営と一層の行財政改革が必要と考えております。

このため、坂町行政改革推進計画の見直しを行い、満足度の高い行政サービスの提供、自主自立が可能な行財政基盤の確立など、行財政全般にわたる一層の改革を積極的かつ計画的に進めてまいります。

また、行政の公助に頼るだけではなく、行政と町民が役割分担を行い、一体となって物事に取り組む共助が重要でもあると考えております。

■地方創生

国においては、昨年、人口減少克服・地方創生という大きな課題に対応するため、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、東京への一極集中の歯止め、地域特性に即した地域課題の解決、若い世代への支援を進めるとしています。

地方の人口減少の克服には、若者が自らの希望に基づき結婚し、子どもを産み、育てやすい環境をつくることが大切です。また、地方から大都市への若者の流出に歯止めをかけるため、地域経済を活性化させ、雇用を創出するとともに、若者に魅力ある地域の構築が必要です。自らが生まれた地域で、学び、働き、地域を支えるという「地域内循環」ができるまちづくりが、まさに「地方創生」であると考えております。このことを踏まえ、今年度は、「坂町人口ビジョン」及び「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたします。

■新たなまちづくりに向けて

本町は、これまでに、単独町制を維持し、自主自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進しております。

この結果、平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では、新たな住宅も整備され、人口が増加したものの、その他の地区では少子高齢化が進み、過疎化も懸念される状況となっています。

こうした状況から、地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展を図り、世代間の循環が可能な地域を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、安全・安心なまちづくり、住環境づくりによって、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を行ってまいります。

本町の発展のためには、これらの整備が必要不可欠なものと考えておりますが、これらの整備に必要な経費に対して、財源の確保が十分になされない場合には、議会の皆様と御相談をしながら、事業の性格に応じた新たな財源の確保についても検討していかなければならないと考えております。

今後とも親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまちづくりを目指して、各地区住民福祉協議会とも更なる連携を深め、将来にわたって足腰の強い坂町を町民の皆様と一体となって創造してまいります。

また、平成27年４月から法律の一部改正により教育行政における責任体制の明確化、総合教育会議を設置する等、教育委員会制度の改革に対応してまいります。

■平成27年度重要施策

平成31年度を目標年次とした坂町第４次長期総合計画の基本構想に基づく諸事業は順調に成果を上げていますが、後半を迎える平成27年度は、主として次の諸事業を展開してまいります。これまでの取り組みの検証を踏まえ、更に充実した事業を推進してまいります。計画の推進にあたり、坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、さらに互いに協力することによって、豊かな生活や地域社会を創造し、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下全職員が一丸となり、全力を挙げて事務事業に取り組み、本年度は、主として次の諸事業を展開してまいります。

1　魅力ある地域を築く基盤づくり

○平成ヶ浜地区及びその周辺地区の都市機能の充実

平成ヶ浜地区及びその周辺は、民間企業、マンション、戸建住宅、大型商業施設などが進出し、広島県警察学校、県警機動隊、町営・県営住宅などの施設も整備されました。

引き続き、町民が豊かな生活を創造できる行政・教育・文化など多様な都市機能が集積した中心拠点としての充実を図ります。

平成27年度　一般会計当初予算

歳入の構成

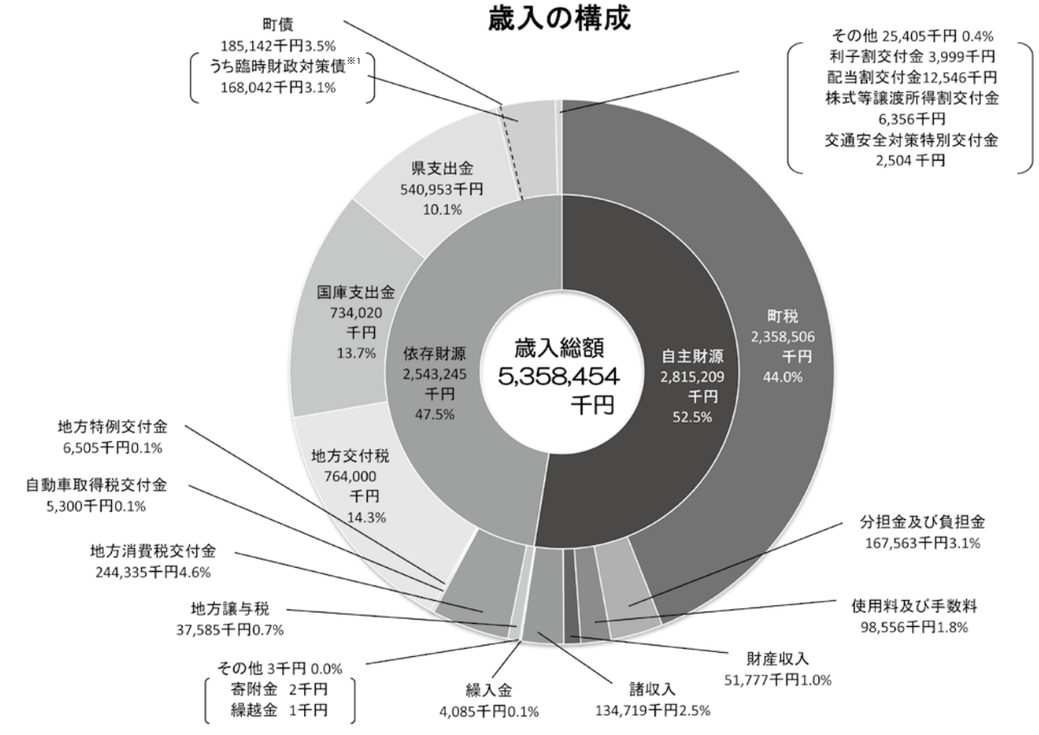

※1　臨時財政対策債とは、国の制度改正により減額された地方交付税の補填（ほてん）として借り入れるものです。この臨時財政対策債の元利償還金については、国からの交付税により全額補填（ほてん）されます。

平成27年度　一般会計当初予算

歳出の目的別構成

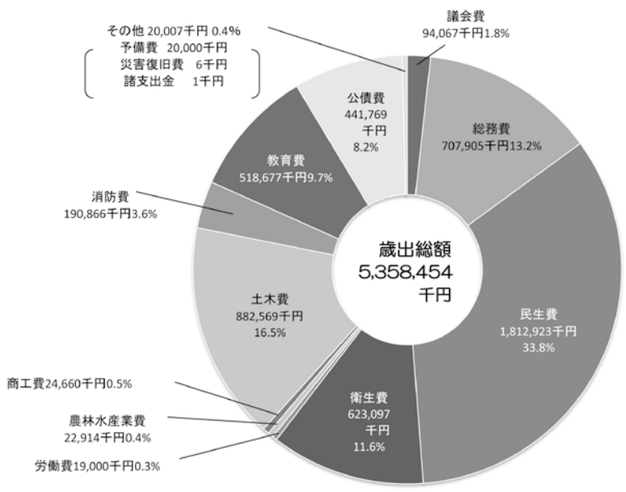

歳出の性質別構成

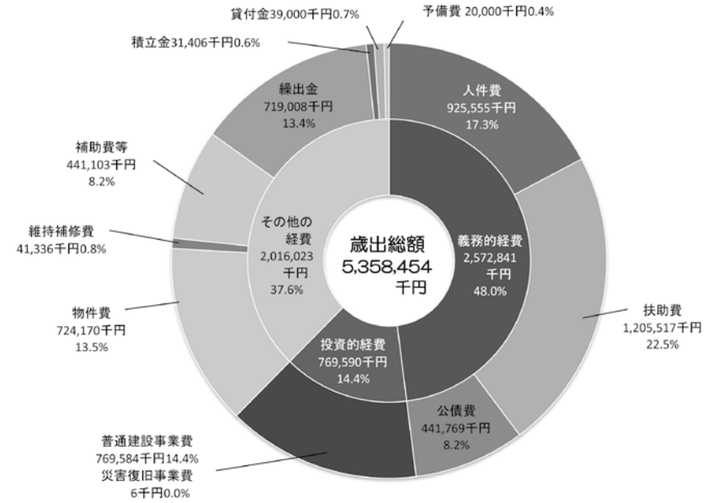

○小屋浦地区の都市再生事業の推進

小屋浦地区は、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著であり、人口減少を歯止めすることが喫緊の課題であります。このため、小屋浦一丁目地内の町有地と、売却予定の雇用促進住宅小屋浦宿舎を含めた区域において、地域特性に対応した市街地の都市再生を図り、小屋浦地区の活性化を目指すため、都市再生の計画を立案することとしております。

○広域幹線道路の整備

本町では近年、大型商業施設の進出が相次ぎ、近隣市町から多くの買い物客が訪れています。また、企業の進出などにより、国道31号で慢性的な交通渋滞が発生しており、渋滞の緩和対策及び歩行者の安全対策として、以前から４車線化の整備を実施していただくよう、近隣自治体と連携を図りながら関係機関へ働きかけてまいりました。

今後は、広島呉道路の有料期間が平成32年度に終了予定とされている中で、以前実施された広島呉道路の無料化社会実験の結果、渋滞が緩和された実績などにより、４車線化の整備計画が未定であることから、歩行者の通行上の安全を確保するため、暫定的に海側の歩道拡幅計画を国土交通省に進めていただきます。

○県道坂小屋浦線の整備

県道坂小屋浦線は、坂地区の主要な道路である町道総頭川１号線が、ＪＲと平面交差していること、狭隘であること等から、防災上、安全上、交通渋滞などの様々な課題を解決するための道路として、平成13年３月に都市計画決定が行われました。

関係地権者をはじめ、多くの方々に御理解をいただき、平成ヶ浜から町道総頭川１号線までを１工区として、用地買収を進めており、昨年度、町道陰大曲線から坂保育所付近の街路区間で本格的な整備に着手し、約186ｍが完了しております。本年度は、広島県が１工区を荒神橋付近まで延伸する手続きを進めると伺っております。

県道坂小屋浦線は、坂地区市街地の骨格道路として、まちづくりを行ううえで必要な道路であり、引き続き関係地権者の方々の更なる御理解、御協力をいただきながら、早期完成を目指し広島県と共に事業を推進してまいります。

○都市再生整備計画事業の推進

○環状線道路事業の推進

○橋梁・トンネル整備事業の推進

生活基盤に欠かせない町道等公共施設の整備については、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通利便性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては住民代表による坂地区まちづくり協議会から道路整備などのまちづくり方針が提案されています。

本町としても、このまちづくり方針の実現に向けて地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、平成27年度を第２期都市再生整備計画事業の最終年度とし、良好な住環境を支える生活道の整備を目的として、円滑な通行の確保と併せて県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための新設道路などを積極的に推進してまいります。なお、平成28年度以降も第３期都市再生整備計画事業を導入し、残る生活道等の整備を推進してまいります。

地域において身近に利用される生活道路については、道路の改良や歩道の整備による安全対策を進めてまいります。

また、経年劣化により施設整備が必要となっている橋梁や上条トンネルは、補強、改修など必要な対策を実施し利用者の安全を確保します。

町内道路の一方通行等については、道路改良等に伴い地域住民の理解が得られる場所について、関係機関と協議のうえ、人にやさしい道づくりを推進してまいります。

○公共下水道水洗化率の向上

○下水道長寿命化計画事業の推進

○雨水浸水対策の推進

本町の公共下水道事業については、昭和61年度に事業着手して以来、早期完成を目指し鋭意、整備を進めてまいりました。平成16年度には、平成ヶ浜等の開発区域を含め約380haの面整備が完了し、市街化区域面積に対する整備率は概ね100％となりました。しかしながら、事業開始当初に埋設した汚水管渠は20年以上が経過しており、管渠の老朽化等により今後予想さから、事業開始当初に埋設した汚水れる道路陥没事故等の未然防止、及びライフサイクルコストの最小化を図るため、本年度は、汚水管渠の長寿命化計画を策定するための調査等を実施いたします。

なお、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業経営の安定化を推進するため、一日も早い水洗化率100％を目指し努力してまいります。

また、公共下水道計画区域外の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用していただき、町内全体の快適で健康的な生活環境づくりを推進してまいります。

雨水排水対策については、近年の地球温暖化等の影響により、短時間集中豪雨の頻度が増え、高潮時と降雨時が重なったときには、横浜地区において、道路冠水や床上・床下浸水の被害が発生していることから、横浜ポンプ場において、昨年度、ポンプ設備の増設、能力の向上に係る実施設計に基づき、直径700ミリのポンプ1基及びそれに関連する機械・電気設備の増設工事を実施し、排水能力の向上を図りました。

2　安心で人にやさしい環境づくり

○町内循環バス事業の推進

生活バス交通は、地域住民、特に高齢者をはじめ交通弱者の方々にとって欠くことのできない公共交通手段であるため、病院、役場及び坂駅等に手軽に行ける町民ニーズに沿った町内循環バスを平成15年４月から運行しており、多くの町民の方々に利用していただいております。

平成16年度は２台目のバスを購入し、小屋浦地区及び坂地区にも可能な範囲で延伸いたしました。

平成21年度には、坂町循環バス事業の継続運行とバス車両の長寿命のため、新規にバス1台を購入いたしました。

今年度は、財政負担の軽減と、将来的な坂町循環バスの継続運行につなげるため、坂町循環バス検討委員会に外部機関から、オブザーバーとして、有識者を招き、外部から様々なアドバイスを受けたいと考えております。

○環境美化事業の推進

ごみの排出抑制、資源化、リサイクル等については、資源ごみの処理施設と一時保管施設を集約したリサイクルセンター坂を拠点として、町民・事業者の御協力をいただきながら、ごみの減量化等の推進に努めてまいります。

ポイ捨てによる空き缶、吸い殻等の散乱防止については、地域環境の美化推進を図り、坂町の良好な環境を保全するため、坂町環境美化の推進に関する条例を制定し、啓発に努めているところですが、引き続き、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、ごみのポイ捨て防止や地域の清掃活動を促進し、美しいまちづくりを推進してまいります。

廃棄物の処理に関しては、ダイオキシン類の発生を抑え、自家発電も行う熱分解ガス化溶融炉を導入した安芸クリーンセンターで、広域処理体制による可燃ごみ処理の適正化・効率化をしております。

安芸クリーンセンターは、平成14年12月の施設の本格的稼動から12年が経過していることから、安芸地区衛生施設管理組合では、既存施設の性能を維持しつつ長寿命化を図るという国の指針、本町を除く安芸郡３

町からの長寿命化による存続要望、そして、財政負担の軽減やより一層の地球温暖化対策等からも、国の支援制度を活用した長寿命化の取り組みを推進することとしております。

本町としても、この主旨にのっとり、関係者の御理解、御協力をいただきながら、安芸地区衛生施設管理組合や関係町と連携し、既存施設の長寿命化に取り組んでまいります。長寿命化にかかる工事期間については、稼動しながらの改修となることから、今年度から、平成29年度までの３か年を予定しております。

環境問題については、地球温暖化防止・二酸化炭素の排出削減を推進するため、全世帯に配布したマイバッグを活用していただき、引き続きレジ袋の削減に努めてまいります。また、町内に設置している外灯について、引き続き、蛍光灯からＬＥＤ照明への取替えを進めてまいります。

将来の世代に良好な環境を継承するため、昨年度策定した環境基本計画に基づき、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、本町における環境の保全・管理を進めてまいります。

○海岸保全施設整備事業の推進

台風などによる沿岸部の越波対策について、横浜海岸のうち、横浜東一丁目の町護岸及び横浜小学校付近の県護岸の嵩上げ等、海岸線の整備は、広島県が国庫補助事業として工事を実施し、完成いたしました。

離岸堤の設置については、４基の内、昨年度までに３基が完成しており、残り１基の早期完成に向け、広島県や国に強く要望してまいりたいと考えております。

○土砂災害危険区域等の指定の推進

消防、防災体制については、常備消防業務を広島市へ事務委託したことにより、経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより、大規模災害や特殊災害への絶対的消防力が強化されました。

広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自主防災会と密接な連携を図り、複雑多様化する災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、坂町地域防災計画に基づき災害に強いまちづくりに向けた防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の促進、消防機材、安全装備品の整備充実に努めてまいります。

特に、昨年、広島市という大変身近なところで発生した大雨土砂災害で、多くの尊い人命が失われたことに鑑み、現在、有識者を交えた検討委員会を設置し、近年頻発する土砂災害から、町民の生命・身体を守ることを第一に、本町の現状に即した避難勧告等の判断基準の見直しに取り組んでおります。

いつ発生するかわからない災害から生命・身体を守るためには、「公助」だけでなく、「自助」・「共助」のもと、地域が支え合い助け合う体制づくりが大変重要であり、地域の防災力を高めるための役割を担う地域防災リーダーを養成する講座を昨年度から実施しており、この取組が自主防災組織の活性化に繋がればと考えております。

災害時の情報連絡、行政事務連絡及び観測データの情報収集・伝達を目的とし、人工衛星を利用した広島県総合行政通信網が整備されたことにより、即時に映像での災害時の状況が国・県・市町間で共有でき、迅速な支援体制の構築や適確な対策の実施が可能となっております。

また、デジタル方式へ更新された防災行政無線は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を装備し、大規模地震発生時や各種武力攻撃における緊急情報を瞬時に提供することが可能となっております。

昨年完成したサンスターホールは、災害時には、一度に１，５００人が避難できる坂町中心部の災害避難場所として、また、平時には、体育・文化施設としても活用できる施設ですが、南海トラフ巨大地震等、大規模災害に備えるための備蓄倉庫や自家発電等、坂町の防災拠点となる施設として位置づけております。

防災対策の一環である急傾斜地の防災工事については、これまでも計画的に整備を行っており、本年度も緊急度の高いところから引き続き広島県に要望してまいります。

天地川に設置されている砂防堰堤は老朽化が進んでおり、広島県において、より事業効果の高い新たな砂防堰堤を整備するため、工事用道路の設置に着手しております。今後も、本体工事の早期着手に向け、広島県に要望してまいります。

また、土砂災害防止法の改正を受け、広島県が平成27年度以降、５カ年間で急傾斜地の崩壊、土石流等について土砂災害警戒区域の指定のための調査を実施します。

これからも本町の実情に即した防災対応訓練を実施し、町民の生命と財産の保護のため、体制強化に努めてまいります。

災害時要援護者避難支援制度については、住民福祉協議会、民生委員・児童委員の皆様をはじめとする避難支援関係団体の御協力のもと、自力で避難することが困難な方を身近な地域で支えあう仕組みを、地域の皆様と共に築いてまいります。

3　安心で人にやさしい環境づくり

○福祉事務所の充実

近年、ますます多様化している福祉サービスの提供については、福祉事務所を中心に相談支援体制や就労支援体制を充実し対応してまいります。

○健康づくりの推進

保健・医療については、町の健康増進計画である第２次健康さか21に基づき、保健センターを拠点に、健康教育・健康相談・訪問指導、ウオーキングを中心とした運動教室の開催など、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

また、安心して出産や子育てのできる町を目指し、引き続き、町独自の事業として、不妊治療と不育症治療を受けている方への治療費の助成を行うほか、乳幼児への家庭訪問の強化や育児相談、母親学級の開催など、母子保健医療の充実に取り組んでまいります。

○第６期介護保険事業計画の推進

○小規模特別養護老人ホームの整備

○地域包括ケアシステムの構築

高齢者福祉については、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を目途に、本町の実情に合った「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、第６期介護保険事業計画に基づく、在宅医療・介護連携の推進や認知症総合事業などに取り組んでまいります。

また、小規模特別養護老人ホームについても、早期に運営開始ができますよう、引き続き整備への支援を行うとともに、介護予防として、ウオーキングに自らが取り組んでいただけるよう、今年度は、65歳になられる方に万歩計を配付してまいります。

福祉医療費助成事業については、重度心身障害者医療費助成制度、乳幼児等医療費助成制度、及び、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療費

の一部負担金を平成24年度から減額し、対象となる利用者の負担軽減を図っております。

○保育所民営化の実施
○子ども・子育て支援事業の実施

少子化や核家族化の進行により、子育て支援に対するニーズが多様化している中で、次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図るため、坂町子ども・子育て支援計画に基づき、全ての子どもが心身共に健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

本年度は、2つの町立保育所を民営化し、すべての保育所が民間の運営となりますが、今後も保護者に信頼される保育園づくりに努めてまいります。

子ども・子育て支援については、子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭教育の重要性を啓発し、学校、保育園、及び地域等が連携した子育てネットワークによる、地域ぐるみの子育て支援環境づくりに努めてまいります。

4　夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

○魅力ある図書館サービスの充実

図書館においては、蔵書を計画的に整備し、引き続き資料の充実に努め、子どもへの読み聞かせや読書会などの学習の場を積極的に提供するとともに、図書館利用者の利便性の向上を図るため、平成26年1月より、図書館の利用者に限り、図書館隣接の坂駅南口自転車等駐車場を無料でご利用いただけることとしました。今後も、町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館にしてまいります。

○生涯学習活動、スポーツ・文化活動の振興

心の豊かさや、生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められる中、人々が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指してまいります。

このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、今後とも、地域における生涯学習に取り組む体制を整備し、誰もがあらゆる機会を通じて、気軽に学習活動ができるよう、学習環境の整備を図ってまいります。

昨年開館したサンスターホールは、災害時における坂地区中心部の災害避難場所として位置づけ、地域住民の安全確保に努めるとともに、スポーツ・文化・コミュニティーなど多様な機能を有する町民の交流拠点として積極的な活用を図ってまいります。

子どもたちが生活体験、社会体験、自然体験、文化・スポーツ活動などの様々な体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子どもを育てる環境や、家庭・地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力のもと、放課後子どもプラン等の充実に努めてまいります。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく、人間性を豊かにし、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たすものです。特に新しく住民になられた方々との融和を図り、みんなで坂町をつくる意識を高めるため、スポーツ・文化活動の更なる充実に努めてまいります。

スポーツ・文化活動の現状については、坂町体育協会及び坂町文化協会が中心となって活発に活動されており、相当な成果を上げていることを、本年度も引き続き実施してまいります。また、小学校5・6年生では、学習指導要領に示されている外国語活動を引き続き実施し、充実してまいります。

中学校においては、学習指導要領に示されている外国語の目標をふまえ、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養うため、引き続き外国語指導助手により、コミュニケーション能力の向上を図る教育を充実してまいります。

○国際理解推進事業の充実

国際交流の推進については、幅広く町民が参加できる国際理解講座や町内に在住する外国人との交流講座などを通じ、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野をもった人材の育成に努めてまいります。

また、これまでの取組を活かし、日本人としてこれからの国際社会を生きていくうえで大切な、自らの国に誇りを持ち、郷土や国を愛する心を育んでまいります。

5　活気と活力を創造する魅力づくり

○森山北漁業基地の防波堤事業の推進

特産である広島カキの一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は本町の唯一の地場産業といえるもので、森山北漁業基地を拠点に近代的な施設での操業が行われております。

しかしながら、現在設置している浮き消波堤が老朽化し、波の影響により森山北漁業基地内の静穏度が確保されず危険なため、安全に操業ができるよう一文字防波堤への改修について、広島県で検討を進めていただいております。

今後も漁業の振興にかかる諸施策を継続し、坂町漁業協同組合と連携を密にしながら、水産業の振興に努めてまいります。

○住宅リフォーム補助事業の実施

地域経済の活性化及び居住環境の向上、住宅の長寿命化の促進のため、町内の建築事業者等を活用して自己の所有する住宅のリフォーム工事を行う方に対し、住宅リフォーム補助事業を昨年度に引き続き実施いたします。

○ベイサイドビーチ坂の活用

広島県が整備した、全区間1，200mの西日本最大級の人工海浜であるベイサイドビーチ坂については、海を活かした活動的なレクリエーションと人々のふれあいの場として、町内外から多数の方々の利用をいただいており、引き続き、ビーチでの各種イベントも支援してまいります。

また、年間を通した施設の有効活用及び利便性の向上を図るため、イベントなどの情報案内板、わかり易い施設サイン、休憩施設を広島県において、その改善に取り組んでいただいております。本町としては、海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、利用者の安全対策を図る横断歩道橋や情報伝達施設などの整備について、引き続き広島県等の関係機関へ働きかけてまいります。

6　最後に

私は、町政の基本理念は、町民一人ひとりが健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で、活力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると考えております。

このような社会を実現するため、町民の皆様をはじめ、各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後あらゆる創意と工夫のもとに、地に足が着いた政策を着実に推進してまいる所存でございます。

議会の皆様をはじめ、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成27年度 教育行政方針

学校教育では、坂町の将来を担う子ども一人ひとりが、大切な何かを成し遂げようとするために志を立て、そのために強い精神力を持って努力し、将来「自立した社会人」として活躍できるような人づくりに努め、社会の変化に的確に対応する英知や技能、人や自然へのやさしさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などが培えるように、「生きる力」を育む教育を推進し、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成に努めます。

生涯学習では、町民一人ひとりが、自らの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるように取り組むとともに、町民同士の絆や交流・連携を大切にしながら、人が輝くまちづくりを進めます。

とりわけ、道徳心の高揚につきましては、学校教育、生涯学習を通じて、人と人とのつながりを大切にし、家庭・学校・地域が一体となって、取り組むことができるよう努めます。

＜学校教育＞

○「礼節」を基本とした教育を推進

人として正しく生きるための魅力ある道徳教育を推進し、一人ひとりの児童生徒が夢や希望を育み、未来に向けて自らの人生を切り拓いていくことのできる力を身につける教育に努めます。

とりわけ、相手に対する挨拶（あいさつ）や言葉遣い、時と場をわきまえた適切な言動をとることのできる「礼儀」や、自分自身についてよく考えて行動し、生活することのできる「節度」については、これらを児童生徒の「学ぶ姿勢の礎」ととらえ、全ての教育活動を通して育成します。

特に、小中連携教育を推進し、9年間を見通した教育内容の充実に取り組みます。

また、地域・保護者の協力を得て、ボランティア活動や自然体験活動、郷土の伝統や文化に親しむ活動などの豊かな体験を通じて、児童生徒の内面に根ざした道徳性を育み、お互いがお互いを助け合い、認め合う社会を創造し、美しい坂町の自然を大切にし、郷土を愛する子どもの育成を図ります。そのために小学校社会科副読本「わたしたちの坂町」を改訂し、新たな郷土の魅力を紹介します。

「子どもは私たち大人の姿を見て育つ」といわれているように、大人自らが範を示しながら児童生徒の育成が図られるよう、保護者や、地域の皆様が一体となった取組の充実に努めます。

○確かな学力の向上

広島県「基礎・基本」定着状況調査等の結果によると、各学校とも基礎学力はおおむね定着しています。今後は、結果で明らかになった成果や課題を踏まえ、分かる授業を展開するために指導内容・指導方法等の改善を進め、年間指導計画をより一層充実し、個に応じたきめ細かな指導を展開します。

また、児童生徒の学習意欲を高め、より一層充実するために、保護者と協力しながら家庭学習の一層の定着を図るとともに、夏季休業期間等を活用した児童生徒に対して、一人ひとりの学力の育成が図られるよう、保護者や、地域の皆様が一体となった取組の充実に努めます。

○ことばの教育を推進

「ことばの力」を身に付けさせるため、教育活動全体で「ことばの教育」を展開します。

各教科等においては、記録・要約・説明・論述といった「言語活動の充実」を図ることにより、さらに「ことばの力」を高め、各教科等のねらいである思考力・判断力・表現力等の育成を効果的に図ります。

また、読書の習慣化を図るとともに、児童生徒が落ち着いて学習に集中できる環境づくりに資するため、「朝の読書」活動を一層充実します。このため、図書館司書の活用など学校図書の充実を図るとともに、図書館へ児童生徒向け図書の計画的な整備を進めます。

○生徒指導上の諸問題対策を推進

不登校やいじめ問題をはじめ、生徒指導上の諸問題の解決を図るために、小・中学校間や保護者との連携を密にし、生徒指導体制の確立やスクールカウンセラーなどを活用した教育相談体制の充実を図ります。

また、児童生徒が、決められたルールを守るなかで、自ら行動を選択し、その行動に責任をもつことや、一人ひとりがかけがえのない存在であること、互いに尊重し共感的に理解しあう人間関係づくりに留意した授業づくりを進めるとともに、子どもや保護者の立場にたち、内面に触れる生徒指導を徹底し、児童生徒理解を進め、生徒指導上の諸問題の未然防止に努めます。

特に、いじめ問題については、どの子にも、どの学校にも起こりうる問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であるため、各学校においては、いじめ問題の早期発見、早期対応に努め、問題の悪化を防止して解決に結びつけるための取組を推進します。

○体験活動を推進

集団宿泊活動など豊かな体験活動を通して、児童生徒の人間性や社会性を育てる教育を推進します。特に、小学校においては、3泊4日の長期の集団宿泊活動や夏季休業中の「サマースクール」を実施し、家庭や地域の協力を得ながら児童の「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図ります。

○体力・運動能力の向上

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわっており、「生きる力」の重要な要素です。

坂町の児童生徒の体力・運動能力の状況については、体力・運動能力調査の結果によると、全体的に改善の傾向にあるものの、広島県や全国の平均を下回っている種目も残っています。

そのため、各学校では、調査結果を踏まえ、体力つくり改善計画を作成し、小学校体育や中学校保健体育の授業をはじめ、学校教育活動全体の取組の工夫改善を進め、児童生徒の体力つくりを計画的に推進します。

○食育を推進

「食」は、生きる上での基本であり、知・徳・体の基礎となるべきものです。そのため、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することのできる人間を育て

る食育の推進が求められています。
　このため、栄養に関する専門性を持つ栄養教諭を中心として、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を通じた地場産食材の活用をはじめ、学校、家庭、地域が一体となって食育が進められるよう努めます。また、食物アレルギーの児童生徒に対しては、対応食を提供するとともに、事故を防ぐための教職員研修等を実施します。

○教職員の資質・指導力の向上
　学校が、その教育機能を十分発揮できるかどうかは、教職員の資質・指導力によるところが大きいため、専門職としての知識や能力と、教育への情熱をもった人材の育成に努めます。
　教育委員会の主催研修や各学校における校内研修などを充実させ、教えるプロとしての自覚や意欲を高めるとともに、その資質・指導力を最大限に発揮し、信頼される学校づくりに努めます。

○国際化、グローバル化に対応した教育を推進
　坂町で学んだことに誇りを持ち、胸を張って「坂町」を語り、地域の人々、世界の人々と協働して新たな価値を生み出すことのできる人材の育成を目指します。
　そのため、わが国や郷土の伝統や文化を正しく理解し、日本国民としての自覚と誇りをもった児童生徒を育成します。
　国旗・国歌を尊重する精神を育成し、坂町の伝統や文化を取り入れた教育活動を積極的に進め、それらを継承し、発展させる意欲をもった児童生徒の育成に努めます。
　また、小学校においては、１年生から４年生までは英語に慣れ親しませる学習を、また、５・６年生では外国語活動を、引き続き実施し充実させます。
　中学校においては、外国語の目標を踏まえ、コミュニケーション能力の基礎を養うため、引き続き、外国語指導助手を活用した授業を実施します。
　また、知識を活用して新たな価値を、生み出す力の育成を目指した主体的な学びを促す教育活動を推進します。

○特別支援教育を充実
　児童生徒の自立や社会参加を図るために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行います。
　このため、各学校においては、障害のある児童生徒の個別の教育支援計画を作成するとともに、通常の学級に在籍する児童生徒を含め、特別な配慮が必要となる児童生徒の個別の指導計画を作成し、その活用に努めます。
　また、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、関係機関や専門家等との連携を積極的に進めるとともに、研修の充実に努め、指導内容や指導方法を工夫改善します。

○キャリア教育を推進
　今日の厳しい経済情勢や産業・経済及び雇用の構造的変化に伴い、学校生活から職業生活への円滑な移行が難しい状況が生じているため、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を身に付けさせる教育の充実が求められています。
　このため、家庭・地域・事業所の協力をいただき、将来を見据えた子どもの勤労観・職業観を育てるため、キャリア教育の充実に努めます。

○環境教育を推進
　地球温暖化や自然環境の破壊をはじめとした環境問題は、緊急かつ重要な課題となっています。
　豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくためには、自主的・積極的に環境保全活動に取り組むとともに、環境問題について学習することが重要であり、特に、21世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要です。
　このため、太陽光発電システムを導入した小学校においては、子どもたちが環境についての理解を深め、環境の保全に配慮した行動がとれるようにするため、社会、理科、家庭などの教科や道徳の時間、特別活動における環境に関わる内容の充実を図るとともに、総合的な学習の時間において環境問題についての学習を展開してまいります。
　また、中学校においても、小学校での環境教育の成果を踏まえ、環境問題についての学習を展開してまいります。
　環境教育に取り組むため、キャリア教育の充実に努めます。

○情報化に対応した教育を推進
　急速な高度情報通信社会の進展に伴い、情報化に対応した教育が求められています。このため、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会へ参画する態度などの「情報活用能力」を、児童生徒の発達段階に応じて、身に付けさせる教育を進めます。
　その際、情報を扱う際のルール・マナーや危険回避などの安全面についての指導など、児童生徒が情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を育てることに努めます。

○安全・安心な学校環境の整備
　既に完了している学校施設の耐震化及び改修整備については、今後も施設の適切な点検及び維持管理に努めるとともに、大雨土砂災害や地震・津波などによる災害から身を守るため、定期的に避難訓練を実施し、また、町主催の避難訓練に積極的に参加するなど、防災教育を充実させます。
　さらに、緊急時一斉メール配信システムの活用を進め、気象に関する警報発令時など自然災害発生時等の児童生徒の安全確保にも努めます。

○開かれた学校づくりを推進
　各学校は、学校だより、授業参観、学校ホームページ等により積極的に学校の情報を発信するとともに、地域人材を活用した授業の実施や、地域の行事への積極的な参加など、児童生徒と地域住民等の交流機会の充実を図り、保護者や地域住民等から理解と協力を得るよう努めます。
　このほか、「ひろしま教育の日」に合わせて実施する「学校へ行こう週間」、開かれた学校づくりを推進します。

○学校経営基盤の強化
　望ましい学校経営を推進するため、学校評価制度・人事評価システムや学校評議員制度等の充実、校務規程の整備等を図り、校長を中心として、教職員が組織で対応できる学校運営体制の確立に努めます。

＜生涯学習＞

○学習機会の提供
　町民一人ひとりが心豊かに潤いのある日々を送るため、生涯の各時期に応じた多様な学習機会の場と情報の提供に努めます。
　特に、地域で子どもを育てる環境づくりを推進し、親子のふれあいを大切にした事業や家庭教育に関する情報の提供などによる家庭教育の支援を行いつつ、子どもたちの健全育成のための体験機会の充足に努めます。
　また、豊富な経験・技能と意欲を備えた高齢者をはじめとする幅広い世代の方々が、主体的な学習や社会活動が行えるよう、学習要求と学習課題を把握し、生きがいの持てる活動を推進し、異世代交流事業の支援に努めます。

○生涯学習環境の整備を推進
　多様な学習ニーズに応えるため、町民センターや図書館等を活動拠点とした、生涯学習環境の整備とネットワークの強化を図り、生涯にわたり生きがいをもって暮らし、学習活動ができる「文化の香り高い坂町」の実現に努めます。
　昨年度、開館いたしましたサンスターホールは、坂地区における非常災害時に町民の安全確保を図る防災拠点として整備しております。
　また、通常時には各種スポーツの公式競技会を開催できるアリーナをはじめ、芸術鑑賞、コンサートなどを開催できるステージや1，000席を超える観客席を有し、スポーツ、芸術、文化といった多様な活動が可能な施設として整備いたしました。
　この施設が、町民に親しまれ、町民の新しい交流拠点として活用され、生涯学習社会の実現につながるよう利用促進に努めます。

○図書館の読書活動を推進
　子どもの読書活動については、坂町子ども読書活動推進計画に基づき、読書に関する講座や絵本の読み聞かせの開催など、楽しみながら自主的に読書に親しむ環境づくりを目指すとともに、推進計画の改善を図ってまいります。
　平成26年1月から実施した図書館利用者の坂駅南口自転車等駐車場利用の無料化など、利用者に応じた図書館サービスに努め、町民の皆さまが気軽に利用できる、親しみやすい図書館づくりを目指します。
　県立図書館の蔵書については、インターネット予約貸出サービスにより、坂町立図書館で貸出し・返却が可能です。これらのサービスの啓発に努め、貸出の利用促進を図ります。

○生涯学習推進体制を充実
　社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や、学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者やコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立を図ります。

○生涯スポーツを推進
　各年齢層に応じた各種事業を推進し、一人でも多くの人にスポーツに親しんでもらえるようスポーツの更なる普及活動を展開します。
　特に、子どもの体力の低下傾向が指摘されるなか、家庭・学校・地域が連携して子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培う環境づくりに努めます。
　また、健康の維持増進や、コミュニティー活動の促進を図るウオーキング活動の普及に努め、関係機関と連携して、坂町悠々健康ウオーキング大会等を開催します。
　さらに、生涯スポーツ社会の実現を目指し、スポーツ推進委員及び体育協会等の協力のもと、各種大会・行事を開催するなど、町民相互の交流と体力の向上を図り、体育・スポーツの振興に努めます。

○道徳心の高揚と実践力の育成
　「子は親の後ろ姿を見て育つ」といわれているように、親や地域住民が範を示して子どもの教育にあたることが最も大切であることから、家庭・学校・地域が一体となって道徳心を高める意識啓発活動のより一層の充実を図ります。
　また、青少年育成坂町民会議や学校等と連携を密にして、あいさつ運動や道徳作文、青少年の主張等への参加を促進するなど、あらゆる機会をとおして、他人を思いやる心や善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーを身につけることや、相互に助け合える地域社会の形成に努め、道徳心の高揚と実践力の育成に努めます。

○放課後子どもプラン等を充実
　子どもたちが放課後や週末等の自由な時間を安全・安心に活動できるよう地域の方々の手で学習活動を提供する「放課後子ども教室」や、町民センター等で実施する「子どもチャレンジ講座」の更なる充実に努めます。
　概ね10歳までの児童を対象とした「留守家庭児童会」につきましては、定員数や職員の資格等の基準を定め、生活環境の向上に努めるとともに、放課後子ども教室と連携を図り、安全で健やかな生活の場を提供することにより、児童の健全育成と子育ての育成と支援を継続するとともに、引き続き、「坂町歌」「坂町音頭」の普及と振興を図り、地域に根ざした芸術・文化活動がより一層、活発に推進されるように努めます。
　また、文化協会及び関係機関・団体等と連携を密にして、芸術・文化活動の活性化が図られるよう、情報の提供及び発表の場や参加する機会の拡充を図ります。
　特に、郷土芸能については、後継者育成が大きな課題であり、町民への普及啓発や団体活動の支援とともに、地域・行政などと連携して、保存伝承活動の充実に努めます。

○町史の普及・活用
　歴史資料の普及啓発及び、郷土愛をはぐくむことを目的に、刊行された4編の町史を活用して、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象に各種事業を展開し、継続的に坂町史の普及啓発活動に努めてまいります。
　また、町史編さん事業に伴い収集した資料を町民に広く公開し、町民がより一層、郷土に誇りを持つよう、歴史資料の保存と活用に努めます。

○国際交流の推進
　21世紀を担う青少年が広く世界に目を向け、海外の多様で異なる文化・生活・習慣などに直接触れることにより、国際的な感覚で物事を考える豊かな心を育み、国際化に対応できる人材の育成をめざします。
　そのために、幼少期から英語に慣れ親しむための英語講座や語学講座、国際理解講座、町内に居住する外国人と交流する講座などの開催により、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野をもった人材の育成に努めます。

○芸術・文化活動の振興
　芸術・文化を大切にする社会の実現を図っていくために、各施設における自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続するとともに、引き続き、「坂町歌」「坂町音頭」の普及と振興を図り、地域に根ざした芸術・文化活動がより一層、活発に推進されるように努めます。
　また、文化協会及び関係機関・団体等と連携を密にして、芸術・文化活動の活性化が図られるよう、情報の提供及び発表の場や参加する機会の拡充を図ります。
　特に、郷土芸能については、後継者育成が大きな課題であり、町民への普及啓発や団体活動の支援とともに、地域・行政などと連携して、保存伝承活動の充実に努めます。

議会報告

平成27年第１回坂町議会（定例会）が３月５日に開会され、提案した案件をすべて可決し、閉会されました。

○町道起点・終点の変更について
町道丸林２号線の改良により終点を変更するもの

○坂町きらり・さかなぎさ公園施設管理基金条例の制定について
きらり・さかなぎさ公園の施設管理に要する資金に充てるための基金を設置するもの

○平成26年度坂町一般会計補正予算（第５号）
国の経済対策及び決算見込みに基づく補正を行ったもので、これまでの予算に１億９４０７万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億５４９３万３千円とするもの

○平成26年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
決算見込みに基づく補正を行ったもので、これまでの予算から６１４５万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億４９６６万５千円とするもの

○平成26年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第４号）
決算見込みに基づく補正を行ったもので、これまでの予算に178万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を９億５１５８万２千円とするもの

○平成26年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
決算見込みに基づく補正を行ったもので、これまでの予算に４３８１万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億８７４３万６千円とするもの

○平成26年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
決算見込みに基づく補正を行ったもので、これまでの予算から１万６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を１億５５９８万８千円とするもの

○坂町行政手続条例の一部改正について
行政手続法の改正に伴い、行政指導に対する救済措置として、行政指導を求めることや、違法な行政指導の中止などを求めることができる制度を新たに設けるもの

○定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正について
国家公務員の早期退職に係る法律の改正に伴い、文言の整理を行うもの

○職員の給与に関する条例の一部改正について
人事院勧告及び国家公務員の給与改定並びに広島県人事委員会の勧告に準拠するため、改正するもの

○教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○坂町職員定数条例の一部改正について

○坂町表彰条例の一部改正について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会の体制が変更されることに伴い、条例を整備するもの

○坂町介護保険条例の一部改正について
坂町第６期介護保険事業計画に基づき、第１号被保険者の保険料率について、介護保険法施行令の基準に従って定めるもの

○坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について

○坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について

○坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について
指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援等の事業の人員、設備、運営等に関する基準について定めるもの

○坂町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について
子ども・子育て支援法の規定に基づき、保育の必要性の認定に関する基準を定めるもの

○坂町保育所条例の廃止について

○坂町保育所使用料条例の廃止について

○公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
坂保育所及び小屋浦保育所の民営化に伴い、条例を整備するもの

○財産の無償譲渡について
小屋浦保育所の民営化により、運営法人に建物等を無償譲渡するもの

○坂町議会委員会条例の一部改正について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法の改正により、教育委員会の体制が変更されることに伴い、条例を整備するもの

○平成27年度坂町一般会計予算
対前年度比２・７％減の53億５８４５万４千円の予算総額とするもの

○平成27年度坂町国民健康保険事業特別会計予算
対前年度比６・３％増の18億１２１９万６千円の予算総額とするもの

○平成27年度坂町下水道事業特別会計予算
対前年度比28・４％減の６億７４４７万円の予算総額とするもの

○平成27年度坂町介護保険事業特別会計予算
対前年度比12・８％増の12億７３２７万円の予算総額とするもの

○平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計予算
対前年度比５・５％増の１億６３８３万２千円の予算総額とするもの

○坂町教育委員会委員の任命の同意について
坂町横浜西一丁目
向井　智恵　氏
を任命することに同意するもの

副町長　選任

３月18日開催の平成27年第２回坂町議会臨時会で同意がなされた、
安芸郡府中町柳ヶ丘
岡崎　泰充氏（54歳）
が、４月１日付けをもって副町長に選任されました。

「坂町立坂保育所」「坂町立小屋浦保育所」の引継ぎ式が行なわれました

平成27年3月21日（土）、坂保育所及び小屋浦保育所の引継ぎ式が坂保育所にて行なわれました。

当日は、関係者が出席し、社会福祉法人微妙福祉会松尾理事長挨拶、吉田町長、川本議長の祝辞の後、吉田町長より松尾理事長へ保育課程が手渡され盛会の内に終了しました。

坂保育所、小屋浦保育所は4月1日より社会福祉法人微妙福祉会「坂みみょう保育園」「小屋浦みみょう保育園」として新しく出発することになります。

今後のご発展をお祈りいたします。

▲微妙福祉会松尾理事長

▲吉田町長

▲引継ぎ式の様子

犬の登録・予防注射を行います

問合せ
環境防災課　☎（820）1506

次のとおり、狂犬病予防注射を実施します。
犬の登録は生涯に一回、狂犬病予防注射は毎年一回受けなければなりません。

日程

と　き	ところ	時　間
4/21（火）	上条児童遊園地	９時30分～10時10分
	西側新木車庫	10時20分～10時40分
	正原池公園下	10時50分～11時10分
	保健センター前	11時20分～11時40分
	新張公園	13時10分～13時30分
	コミュニティーホールさか前	13時40分～14時30分
4/22（水）	丸子踏切横	９時30分～10時
	植田中央公園	10時10分～10時40分
	畝ヶ丘団地入口	10時50分～11時10分
	西児童遊園地横	11時30分～11時50分
	鯛尾消防格納庫前	13時10分～13時40分
	横浜ふれあいセンター前	13時50分～14時30分
4/23（木）	水尻公園	９時30分～９時50分
	天地川公園	10時10分～10時40分
	向田児童遊園地	10時50分～11時10分
	小屋浦ふれあいセンター前	11時20分～11時40分
	坂町役場（町民ひろば）	13時～14時

費用

１．未登録の犬

新規登録手数料	3,000円
狂犬病予防注射実施手数料	2,500円
＋）注射済票交付申請手数料	550円
合計	**6,050円**

２．登録済みの犬

狂犬病予防注射実施手数料	2,500円
＋）注射済票交付申請手数料	550円
合計	**3,050円**

犬の登録は必ず行い、犬の散歩の時にはフン等の後始末をするなど飼い主の方は責任をもって飼いましょう。

安芸消防署からのお知らせ

問合せ
安芸消防署坂出張所　☎（885）0100

タバコの投げ捨てはやめよう！

２月の火災件数
～　　0件（年間累計　　0件）
救急件数
～　　47件（年間累計　99件）

住宅用火災警報機を設置された皆様へ！

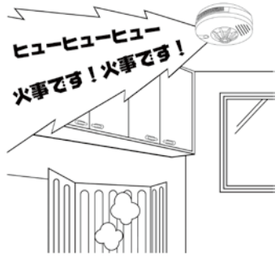

・取扱説明書をよく読んで、適正な維持管理に努めましょう。
※くん煙式殺虫剤の使用により誤って警報器を作動させ、困り果てる前に必ず使用上の注意を守りましょう。
・火災警報器の交換時期にも気を付けましょう。
設置がお済みでない方は、早期設置が必要です！

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員募集

問合せ
企画財政課　☎（820）1507

坂町では、「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するにあたり、住民の皆様などからの意見や提言を広く聴取するために、**「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」**を設置しました。
これにご参加いただける委員を募集します。

応募資格

1. 坂町に1年以上在住し、平成27年4月1日現在で20歳以上の方
2. この会議において、政治的・宗教的または営利的な活動を行わない方
3. 坂町行政全般に関心を持ち、「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向け広範囲な視点で建設的な意見を述べられる方
4. 町議会議員でない方

予定募集人数

会議の委員は15人程度とし、このうち**2人**を公募委員とする予定です。なお、応募多数の場合は、町において選考のうえ、決定します。

任期

任命の日から平成28年3月末日（予定）

謝金

会議に出席した際は、謝金（1回につき5,200円）を支給します

応募方法

企画財政課・横浜ふれあいセンター・小屋浦ふれあいセンター及び町ホームページにある応募申込書に必要事項を記入の上、郵送・FAX・Eメールで送付するか、応募用紙を受け取った施設に直接持参してください。

郵送先
〒731-4393　安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号
坂町役場　企画財政課
FAX　082（820）1522
Eメールアドレス　kikaku@town.saka.lg.jp

応募締切　4月15日（水）

統一地方選挙が実施されます

問合せ
坂町選挙管理委員会　☎（820）1510

統一地方選挙「広島の未来を託す、あなたの一票」

明るく住みよい町づくりは、私達の願いです。
その願いを託すもっとも身近で重要な選挙です。
みんなそろって投票しましょう。

選挙名	広島県議会議員一般選挙	坂町議会議員一般選挙
告示日	4月3日（金）	4月21日（火）
投票日	**4月12日（日）**	**4月26日（日）**
投票の方法	投票日当日、投票所入場券に記載されている投票所で投票してください。	
投票時間	いずれの選挙も7時～20時	
期日前投票	4月4日（土）～4月11日（土）	4月22日（水）～4月25日（土）
	選挙の当日、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票を行うことができます。 **時間**　8時30分～20時 **場所**　坂町役場2階 ※入場券が届いていれば、持参してください。	

坂町議会議員一般選挙の「選挙公報」が発行されます

坂町議会議員一般選挙において、選挙公報を発行します。
「選挙公報」は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載するものです。
4月21日（火）告示の坂町議会議員一般選挙においては、4月24日（金）頃、行政連絡員から各世帯に配布される予定です。

4月から介護保険制度が変わります

問合せ
【制度のこと】保険健康課　☎（820）1504
【保険料のこと】税務住民課町民税係　☎（820）1503

介護サービスにかかる費用（介護報酬）が変わります

介護保険制度では、介護サービス事業者に支払われる介護報酬が3年ごとに改定され、介護サービスにかかる費用が変わります。

平成27年4月からは、基本報酬が引き下げられる一方、認知症の方などをより手厚く介護するための加算が設けられる見込みです。この変更により、皆さんが介護サービスを利用した場合に支払う自己負担額も変更されます。詳細な自己負担額については、ケアマネジャーまたは介護サービス事業者にお問い合わせください。

特別養護老人ホームの入所基準が変わります

特別養護老人ホームへの新規入所は、やむを得ない事情で入所する方を除き、原則として要介護3以上の方が対象となります。これは、施設の数が限られるなか、在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能を重視し、より必要性の高い方を入所しやすくするためのものです。

要介護3以上でなくても入所できる方は、以下のとおりです。

・平成27年3月31日までに入所している要介護1・2の方
・平成27年3月31日までに入所している要介護3から5までの方で、要介護1・2に改善した方
・（平成27年4月1日以降に入所した方）要介護1・2の方で、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる方

介護保険料が変わります

平成27年度から平成29年度の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料が、次のとおり変更されます。

皆様の介護保険料は、地域の介護サービスを賄う大切な財源です。介護保険は介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように社会全体で支えていこうという仕組みです。

介護サービスを利用する方が年々増加し、併せて介護サービスにかかる費用も増加しています。保険料の納付に、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

所得段階	対象者		第６期保険料（月割額）
第１段階	世帯全員が町民税非課税	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受けている方 ・本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	34,380円（月2,865円）
第２段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の方	51,570円（月4,297円）
第３段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超の方	51,570円（月4,297円）
第４段階	本人が町民税非課税	世帯の中に町民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	58,446円（月4,870円）
第５段階【基準額】		本人が町民税非課税で、世帯の中に町民税課税者がおり、第４段階に該当しない方	68,760円（月5,730円）
第６段階	本人が町民税課税	合計所得金額が125万円未満の方	82,512円（月6,876円）
第７段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	89,388円（月7,449円）
第８段階		合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	96,264円（月8,022円）
第９段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	106,578円（月8,881円）
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	116,892円（月9,741円）
第11段階		合計所得金額が500万円以上の方	123,768円（月10,314円）

【老齢福祉年金】…明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、もしくは大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の用件を満たしている方が受けとっている年金。

【合計所得金額】…収入金額（年金・給与・配当・譲渡等）から必要経費に相当する金額を控除した金額のこと。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。

幼稚園就園奨励費補助金制度のご案内

問合せ
学校教育課　☎（820）1524

坂町では、幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担の軽減を図ることなどを目的として、幼稚園就園奨励費補助金制度を実施します。

対象者

坂町に住所を有する満3歳児から5歳児で、私立幼稚園に通園する園児の保護者で年収680万円以下の世帯

申込み方法

幼稚園から配布される「保育料等減免措置に関する調書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて指定された期日までに幼稚園に提出してください。なお、途中入園した場合は、各幼稚園にご相談ください。

必要書類

生活保護法による保護を受けている方　生活保護受給証明書
その他の世帯　平成27年度町民税・県民税課税台帳記載事項証明書
（請求される時には「幼稚園就園奨励費申請用」と申し出てください。）

就園奨励費の金額

【平成27年度　就園奨励費限度額一覧表（年額）】

区分	対象世帯	就園奨励費限度額				
		小学１～３年生に兄・姉を有していない場合			小学１～３年生に兄・姉を有している場合	
		１人就園の場合及び同一世帯から２人以上就園している場合の最年長者（第１子）	同一世帯から２人以上就園している場合の次年長者（第２子）	同一世帯から３人以上就園している場合の左以外の園児（第３子以降）	小学校１～３年生の兄・姉を１人有しており、最年長就園児（第２子）	小学校１～３年生の兄・姉を１人有しており、同一世帯から２人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校１～３年生に兄・姉を２人以上有している園児（第３子以降）
Ⅰ	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円	308,000 円	308,000 円
Ⅱ	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯又は当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	272,000 円	290,000 円	308,000 円	290,000 円	308,000 円
Ⅲ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯（年収 360 万円以下）	115,200 円	211,000 円	308,000 円	211,000 円	308,000 円
Ⅳ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯（年収 680 万円以下）	62,200 円	185,000 円	308,000 円	185,000 円	308,000 円
	上記区分以外の世帯		154,000 円	308,000 円	154,000 円	308,000 円

平成27年度 夏期住民総合健診

（基本健診（特定健診）・がん検診等）のご案内

今年度も特定健診及びＢ・Ｃ型肝炎ウィルス検査が無料になりましたので、ぜひ受診してください。

【申込受付期間】

４月１日（水）～４月24日（金） 当日消印有効

秋期住民総合健診　１１月５日（木）～７日（土）、９日（月）～１０日（火）
託児は１１月９日（月）に実施します。
申込受付は９月の広報さかをご覧ください。

お知らせ
平成２７年６月より、乳がん検診（４０歳以上）、子宮頸がん検診（２０歳以上）を医療機関でも受診いただけます。詳細については、６月広報でお知らせします。

実施日程

☆基本健康診査（特定健康診査）のみ、がん検診のみの申込みもできます。
☆どの会場で受けていただいてもかまいません。

健　診　日	場　　所	定　　員	受付時間
６月３日（水）	小屋浦ふれあいセンター	**75** 人程度／日 乳がんは４０人／日	８時30分 ～10時 乳がん・子宮頸がんのみ 13時 ～14時
６月４日（木） ６月５日（金） ６月６日（土） ６月７日（日）	町民センター	**75** 人程度／日 乳がんは４０人／日	すべて ８時30分 ～10時
		★託児実施日　6月7日（日）　0歳～3歳定員１０名です。	

※原則として、申込書の到着順に受付をします。
※小屋浦ふれあいセンターには駐車場がありませんので、お車でお越しの方は町民センターで受診してください。

申込方法　基本健診（特定健診）・がん検診等申込書を郵送するか、役場保険健康課、保健センター、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンターへ直接提出してください。

※申込みは坂町に住民登録のある方に限ります。事前に申込みされていない場合は受診できませんのでご注意ください。
※直接提出される場合も４月２４日（金）までにお願いします。

★ がん検診等の受診料が無料になる方 ★

町民税非課税世帯、生活保護世帯の方には受診料の減免制度があります。
但し、眼底検査、心電図検査、貧血検査は受診料がかかります。

※受付をした方に対し、５月２６日（火）頃に問診票や検査キット等を送りますが、届かない場合はご連絡ください。

問合せ先　役場保険健康課　☎（820）1504

町営住宅入居者募集

問合せ
産業建設課　☎（820）1512

★町営鯛尾住宅の入居者募集を行います。

一般公営住宅	（木造平屋）
募集戸数	１戸（８号棟：２ＤＫ　約52㎡）
家賃限度額	21,400円／月から31,900円／月まで
駐車場使用料	3,000円／月（1世帯につき1台に限る）

◆入居資格
１．同居親族（婚約者を含む）があること。
※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人、又は婚約者のうち仲人等の婚約証明書があるもの。
２．入居者若しくは同居者が坂町出身者（注１）、又は町内に一定期間（現在まで１年以上継続して）住所を有する者若しくは町内に一定期間（現在まで２年以上継続して）勤務地を有する者。
注１　坂町出身者とは原則、坂町に本籍を申込日まで一定期間継続して有する者をいう。ただし、入居申込者若しくは同居者の親又は祖父母のいずれかが申込日まで継続して町内に住所を有している場合には坂町出身者と見なす場合がある。
詳細は、産業建設課にお問い合わせください。
注２　住所を有することとは、坂町の住民基本台帳に記載のあること。
３．日本国籍を有する者
４．税（市町民税、所得税等納付すべきものすべて）を滞納していない者。
５．収入が基準以内の者。
※入居者全員の年額所得の合計が、定められた基準以内であること。**詳細ついては、源泉徴収票等収入のわかる関係書類を持って役場産業建設課にご相談ください。**
６．入居申込者もしくは同居者が暴力団員でないこと。
注）妊娠中の方は、母子健康手帳または医師の証明が必要です。
注）入居資格等詳しいことについては、産業建設課にお問合せください。

◎申込期間及び方法　　期間：4月1日（水）から4月10日（金）まで（土日を除く）
方法：町営住宅入居申込書に必要書類を添えて申し込んでください。
◎受付場所及び受付時間　　場所：坂町役場3階　産業建設課
時間：午前8時30分から午後5時30分まで
◎選考方法の概略　　入居申込者が募集戸数を超える場合には、公開抽選により決定する。
◎入居可能時期　　平成27年5月上旬予定（予定であり、変更する場合があります。）
◎入居申込書及び申込のしおり
役場産業建設課、町民センター、坂公民館、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター、坂海洋センターに用意しています。また、坂町ホームページからダウンロードできます。

坂地区レクリエーション農園の入園者募集について

問合せ
産業建設課　☎（820）1512

坂町レクリエーション農園は、坂町民の皆さんに土に親しみ、生活に潤いをもっていただく場を提供し、新鮮な野菜を栽培していただくための施設です。
このたび、坂地区にレクリエーション農園を新設しましたので、次のとおり入園者の募集を行います。

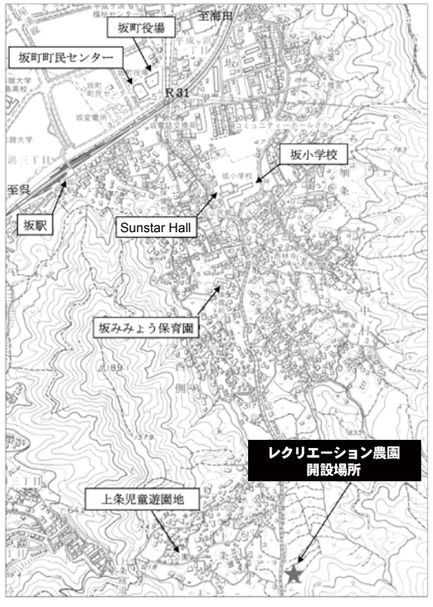

場　　所　坂町坂東四丁目地内（上条地区）
（別記箇所図のとおり）
募集区画数　8区画（１区画　約25㎡）
入園資格　坂町在住者
入園料金　年間1,500円
募集締切　4月17日（金）まで
申込場所　役場産業建設課
申込に必要なもの　印鑑
そ の 他　申込者が募集区画数を越える場合は、4月23日（木）に抽選で入園者を決定します。

健診の種類、受診料等

健診の種類	対象者・受診料 20～39歳	対象者・受診料 ４０歳以上	留意事項
基本健康診査（特定健康診査）	2,000円	**無料**（注1）	・特定健康診査は、受診券が必要です。受診券がない場合は受けられません。 ・社会保険の**被保険者（ご本人）の方は対象外**です。 ・被爆者健康手帳所持者は、対象外です。原爆健診を受診してください。
眼底検査	2,000円	2,000円	・**基本健康診査（特定健康診査）を受けられる方が受診できます。** ・特定健康診査を受診される方で、前年度の健診結果が一定基準に該当し、医師からの検査の指示があった場合は、無料です。
心電図検査	2,000円	2,000円	
貧血検査	300円	300円	
Ｂ型・Ｃ型肝炎ウィルス検査（採血）	対象外	**無料**（昨年度は、197人が受けられました！）	・７０歳以上の方、過去に坂町の健診で検査を受けられている方、現在Ｂ型・Ｃ型肝炎で治療中の方は対象となりません。
前立腺がん検診（男性のみ　採血）	対象外	1,600円（対象は 50 歳以上 ）	※現在、前立腺がん等で病院にて経過観察中、治療中の方はご遠慮ください。
骨粗しょう症検診（女性のみ）	2,200円	600円	
乳がん検診（女性のみ） 一方向撮影	対象外	2,900円（対象は50歳以上）	・一方向撮影と二方向撮影を合わせ、１回の定員を 40 人とします。（触診＋マンモグラフィー）
乳がん検診（女性のみ） 二方向撮影	対象外	2,900円（対象は 40～49 歳）	
子宮頸がん検診（女性のみ）	1,900円	1,900円	
大腸がん検診（検便）	1,700円	500円	
胃がん検診（バリウム検査）	対象外	1,900円	
肺がん検診（レントゲン撮影）	対象外	900円	・肺がん検診受診者のうち、必要な方に対して、健診当日に喀痰検査（受診料900円）を実施します。
結核検診（レントゲン撮影）	対象外	900円（対象は 65 歳以上）	
ミニ人間ドック（40 歳以上）男性	対象外	7,600円	特定健診（基本健診）、眼底、心電図、貧血、大腸がん、胃がん、肺がん
ミニ人間ドック（40 歳以上）女性	対象外	12,400円	特定健診（基本健診）、眼底、心電図、貧血、乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がん

（注１） 40 歳～７４歳の特定健康診査を受けられる坂町国民健康保険被保険者以外の方の受診料については、加入されている各保険者により受診料が定められていますので、詳しいことは各保険者へ問い合わせてください。

健診内容

＜基本健康診査（特定健康診査）＞

身体計測、問診、尿検査、血圧測定、診察、血液検査（肝機能・血糖・血中脂質）、(腹囲測定)
[眼底検査]、[心電図検査]、[貧血検査]、保健指導、栄養指導

※(　)の項目は特定健康診査対象者のみです。
※[　]の項目は希望者のみ対象となります。

斜線の部分にのりを塗って、のりづけしてください。

基本健診（特定健診）・がん検診等申込書

住　所	〒731-43 安芸郡坂町
健康保険の種類（○をしてください）	・坂町国保　・後期高齢　の方 →
	・その他（社会保険　他）　の方 →
被保険者記号・番号	
被保険者番号	
電話番号	

☆申込みは、住所・電話番号・健康保険の種類・被保険者番号（記号）・氏名・フリガナ・生年月日・性別・受診希望日・検査項目を漏れなくご記入ください。

	フリガナ	年齢	性別	受診希望日 第一希望	受診希望日 第二希望	基本健診	特定健診 希望する検査項目に○をつけてください。 希望による詳細な検査 眼底	希望による詳細な検査 心電図	希望による詳細な検査 貧血	B・C型肝炎	男性のみ 前立腺がん	女性のみ 骨粗鬆症	女性のみ 乳がん	女性のみ 子宮頸がん	大腸がん	胃がん	肺がん	結核	6/7託児希望
記入例	サカチョウ メジロ	明・大・㊍・平 43年6月1日	㊛	6月5日	6月4日	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
	坂町 めじろ	46歳																	
		明・大・昭・平 年 月 日	男・女	6月 日	6月 日		○	○	○						○	○	○	○	
		歳																	
		明・大・昭・平 年 月 日	男・女	6月 日	6月 日		○	○	○				○	○	○	○	○	○	
		歳																	
ミニ人間ドック40歳以上		明・大・昭・平 年 月 日	女	6月 日	6月 日	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
		歳																	
		明・大・昭・平 年 月 日	男・女	6月 日	6月 日														
		歳																	
		明・大・昭・平 年 月 日	男・女	6月 日	6月 日														

☆最後にもう一度申込内容を確認し、住所や名前が隠れるように半分に折ってください。

斜線の部分にのりを塗って、のりづけしてください。

▲坂ジュニア陸上スポーツ少年団女子チーム

第33回海田駅伝大会

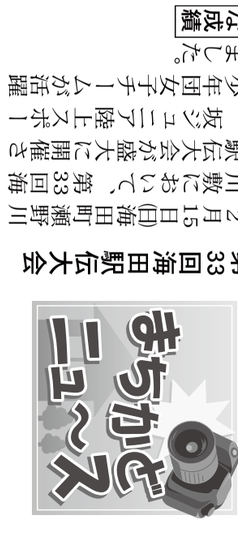

2月15日(日)、海田町瀬野川河川敷において、第33回海田駅伝大会が盛大に開催されました。陸上スポーツ少年団、坂ジュニア陸上スポーツ少年団女子チームが活躍しました。

主な成績

小学生女子の部（1区間）1km×6区間

	区	1区	2区	3区	4区	5区	6区	合計
3位	区	佐々木乃愛◇3区	田中久留美◇2区	岩本三千翔【細迫◇3区】	海気◇4区	増木祐斗◇3区	梶山林太郎◇2区	【1区
24分17秒	秒	9	9	9	9	9	9	25分9秒
1km×6区間	間	4	4	4	4	4	4	4人×2km）

中学男子駅伝の部

	区	1区	2区	3区	4区	5区	6区	合計
1位	区	田口夢乃◇5区	迫由野◇6区	大平莉細◇4区	川手和【子◇6区			
25分9秒	秒	9	9	9	9			
4人×2km）	間	4	4	4	4			

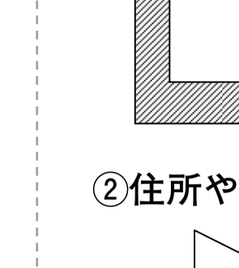
▲坂中学校陸上競技部

学校陸上競技部男子の部で見事坂中が優勝しました。今後更なる活躍を期待します。

福岡国際クロスカントリー大会

2月21日(土)、福岡市の国営海の中道海浜公園クロスコースにおいて、第29回福岡国際クロスカントリー大会が開催されました。西日本の10県から123チームが出場する中、坂中学校男子チームが見事優勝しました。

主な成績

ボーイズ少年団

	3位	2位	1位
安芸バレーボールスポーツ少年団	横浜小学校	坂小学校	横浜小学校

女子の部

	3位	2位	1位
準優勝	横浜小学校	坂小学校	横浜小学校

第34回安芸総下山カップバレーボール大会

2月28日(土)、サンスタジアム1回にホールにて、第34回安芸総下山カップバレーボール大会が開催されました。

男子の部

	3位	2位	1位
準優勝	横浜小学校	坂小学校	横浜小学校

第○回ブロック

	3位	2位	1位
別条一めぐろ	西側いちゃんB	波止場会A	上条一うめ

○連合の部

	3位	2位	1位
ニューフィールド	Bb（A）	浜宮（B）	

○女子の部

	3位	2位	1位
別条一ももとやまぼと	植田いともや	上条一めぐろ	

ゲートボール

	3位	2位	1位
参加9チーム（52人）	坂C	播磨伍（A）	折出俊喜一（A）

ペタンク

	3位	2位	1位
参加40チーム（125人）	西側いちゃんB	波止場会A	上条一うめ

第○回ブロック

	3位	2位	1位
別条一うめ	波止場会A	上条一うめ	

グラウンド・ゴルフ

	3位	2位	1位
参加37チーム（222人）	Bb（A）	浜宮（B）	

○女子の部

	3位	2位	1位
別条一ももとやまぼと	植田いともや	上条一めぐろ	

平成26年度広島県マスターズ冬季水泳大会

2月22日(日)広島県立総合体育館グリーンアリーナにおいて、平成26年度広島県マスターズ冬季水泳大会（兼）日本マスターズ水泳協会（兼）2015ズ20大会予選会（兼）ねんりんピック広島県・広島市予選会が、394名参加のもと、盛大に開催されました。

主な成績

50mバタフライ

	3位
秒	37
	難波拗淳

第30回安芸地区親善小学生水泳大会

	3位
秒	85
	難波拗淳

会水泳部の1名が参加しました。

坂町からは、坂町体育協会水泳部の1名が参加しました。

ユニティスポーツ大会

▲安芸バレーボールスポーツ少年団

スポーツ少年団安芸バレーボールのもと開催されました。

安芸郡小学校サッカー大会

2月21日(土)、熊野町民グラウンドにおいて安芸郡小学校サッカー大会が開催されました。

主な成績

ビーチボールバレー

参加35チーム（207人）

第30回安芸地区小学生親善（春季）大会

3月15日(日)坂中学校体育館・グラウンド・尾長公園において、第27回コミュニティスポーツ大会が開催されました。

ボーツセンターにおいて、第30回安芸地区小学生親善（春季）大会が開催されました。

女子バレーボール9チーム参加のもと大会が開催されました。

ラウンドにおいて安芸郡民サッカー大会が開催されました。

	3位	2位	1位
女子の部	横浜C	坂A	播磨伍（A）
	土田瑞穂一	折出俊喜一	

料金受取人払郵便
広島中央局
承　認
305
差出有効期間
平成27年4月
30日まで
切手不要

7 3 1 - 4 3 9 0

安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号

坂町役場　保険健康課　行

山折り

①斜線の部分にのりづけする

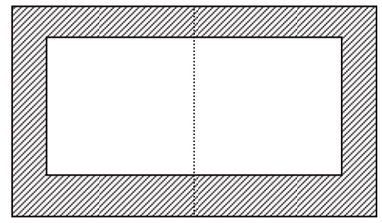

②住所や名前が隠れるように半分に折る

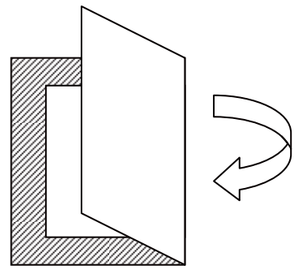

個人情報の保護のためにのりづけに協力をお願いします。なお、役場保険健康課、保健センター、各ふれあいセンターに提出する場合はそのまま提出してください。

③密着させて、申し込む

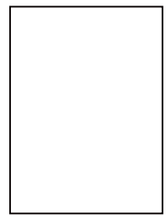

受付をした方に対し、**5月26日（火）頃に**折り返し問診票や検査セット等を送ります。待ち時間の短縮のために、開始時間を指定し、通知します。指定された時間においでください。**なお、開始時間は、原則として、申し込みの順に指定します。**

申込みをしたのに5月26日(火)を過ぎても問診票等が届かない方は、役場保険健康課まで、ご連絡ください。

申込期間　4月1日(水)～4月24日(金)
当日消印有効

第４回坂町悠々健康ウオーキング大会

たくさんのご参加、大変ありがとうございました。

３月22日（日）、中国電力坂スポーツ施設をスタート・ゴールとする「第４回坂町悠々健康ウオーキング大会」が開催されました。

県内外から集まった1,000名を超える参加者は、10ｋｍ、５ｋｍ、２ｋｍの３コースに分かれ、町内の公園・史跡等をつなぐウォーキングトレイルや遊歩道を歩きながら、坂町の青い海と緑の山を楽しみました。

完歩した参加者は、笑顔で完歩証を受け取り、女性団体が作った「かき雑炊」に舌鼓を打ちました。

ご参加いただいた皆様、協賛いただいた企業各社のお陰で、大会は大成功に終えることができました。皆様に心よりお礼を申し上げます。

これからも、継続してウオーキングを楽しみ、健康づくりに励んでいただき、来年も笑顔での参加を心からお待ちしております。

ご参加、ご声援、ありがとうございました。

坂町は、平成22年８月１日に町制施行60周年を迎えたのを記念して、ウオーキングを通じて健康でたくましい「こころ」と「からだ」をつくるため、「悠々健康ウオーキングのまち」を宣言しました。

▲スタート時

▲森山一周道路　海を望みながら

▲水尻ベイサイド遊歩道にて

坂町制65周年

2015 ひろしま 広島と世界を結ぶ平和の花の祭典 フラワーフェスティバル

坂町音頭・ひき船　花の総合パレード出場

5/3（日）憲法記念日

坂町音頭

小学校児童並びに町内の各種団体、総勢160名が、元気な坂町をアピールするために、坂町音頭を披露します。

ひき船

総勢200名が、横浜戸主会の豪華に飾りつけられたひき船、小船を担ぎます。歴史と伝統、郷土の誇りを胸に、若い力を精一杯発揮し、荒波を乗り越えていく勇壮な姿を表現します。

パレード時間　11時～14時30分

応援に来てください！！

【問合せ】フラワーフェスティバル参加実行委員会事務局　☎（820）1515

第44回坂町駅伝競走大会

３月15日(日)坂中学校グラウンドを発着に第44回坂町駅伝競走大会が開催されました。

参加チーム数38チーム。参加者数244人。

主な成績

一般の部（５区間11.2km）

1位　坂中学校　34分49秒（大会新記録）
（細迫海気、梶山林太郎、竹添慧史、岩本二千翔、浅野成海、増木祐斗）

2位　チームテクニカ

3位　まむー

▲坂中学校

中学生の部（５区間11.2km）

1位　サッカー部Ａ　39分31秒
（藤本陸斗、坂道一夢、中鋪夢人、井下将宏、坂田涼羽）

2位　坂中ＳＤ

3位　坂中ＬＤ

▲サッカー部Ａ

女性の部（５区間11.2km）

1位　坂中なっちゃんず　50分08秒
（渡邉理芳、伊藤愛望、早崎美紅、中村夏希、岩佐真麟、平原未悠）

2位　坂中学校水泳部（女子）

▲坂中なっちゃんず

小学生の部（５区間6.7km）

1位　坂ジュニア陸上ＢＯＹＳ　24分59秒
（中野春希、松村一輝、久保亮太、橋本慈温、二井矢颯希、上田陸斗）

2位　ＦＣ坂ジュニアグレー

3位　坂少年野球クラブＡ

▲坂ジュニア陸上BOYS

坂町消防団　林野火災訓練・教育訓練

３月８日(日)に広島市安芸区矢野町絵下山頂周辺で坂町消防団、海田町消防団、熊野町消防団、安芸消防団及び広島市安芸消防署から200人以上が参加し、林野火災を想定した合同訓練を実施しました。消防ホースを100本以上延長し、高低差約300メートルの位置で放水を行い、各消防機関と連携しつつ技術の向上を図りました。

また、同日、北新地グラウンドにおいても、消防団員としての基礎知識の習得及びホースの取り扱いについて実践訓練を行い、災害時における応急対策等に対応し地域社会に貢献できるよう訓練に努めました。

▲合同訓練の様子

キャラバン車がワイワイハウスに来ました

日本財団より助成を受けて、車椅子対応・10人乗りのキャラバン普通車が、３月10日にワイワイハウスに導入されました。

車椅子４台対応により、送迎が一度にできるという便利さが加わり、これまで以上に通所者の方の交通手段として活用されます。

▲ワイワイハウスのみなさんと新しく導入されたキャラバン車

▲実践訓練

平成 27 年 10 月 1 日に国勢調査を実施します　問合せ：企画財政課　☎（820）1507

国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするために、統計法という法律に基づき、５年ごとに実施される、我が国で最も基本かつ重要な統計調査です。

統計の結果は、法定人口として、選挙区の区割りや地方交付税の算定の基準となります。また、社会福祉や雇用など、あらゆる行政施策の基礎データとして、幅広く活用されます。

国勢調査は 10 月 1 日に行われます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

第3回地域防災リーダー養成講座

災害に強い安全なまちづくりを目指して、地域防災の担い手であるリーダーの育成を目的として、地域防災リーダー養成講座の受講生を募集します。

日時 4月16日㈭10時～12時

内容 防災訓練・自主防災組織マニュアルについて

場所 町民センター会議室1

講師 広島県危機管理監消防保安課・広島県防災アドバイザー

対象者 町内在住の方

申込 受講希望者は、各自で開催日の1週間前までに、環境防災課へお申込みください。

※受講無料

問合せ 環境防災課 ☎（820）1506

坂町住宅リフォーム補助事業を今年度も行います

居住環境の向上、住宅の長寿命化の促進及び地域経済の活性化を目的として、町民の皆様が町内建築業者等により行う、住宅リフォーム工事に対して補助の助成を行います。

申請期限 12月28日㈪まで

※申請総額が予算額を超過する場合には、申請締切前であっても募集を終了します。工事開始前に申請を行い、交付の決定を受ける必要があります。

本補助事業は年度に係わらず、申請者又は一戸の住宅に対して1回を限度とします。

対象者 町内に住所を有する世帯主（申請者の属する世帯に、町に納付するべき税金等の滞納がある場合は対象外）

対象住宅 補助対象者が居住のために町内に所有する住宅（一戸建て・店舗併用・共同住宅）で建築後1年以上が経過しているもの。

補助額 補助対象工事額の10％（上限10万円）詳しい内容は、案内チラシ又は坂町役場ホームページをご覧いただくか、都市計画課へお問い合わせください。

問合せ 都市計画課 ☎（820）1513

広島県警察官募集

受験資格 昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方

受付 4月9日㈭まで

備考 受験案内および申込書は海田警察署及び各交番にあります。

問合せ 海田警察署 ☎（820）0110

海上自衛隊岩国航空基地「ふれあいコンサート（海上自衛隊呉音楽隊）」

海上自衛隊の歌姫こと三宅由佳莉氏も出演します。

日時 5月2日㈯ 14～16時

（当選ハガキが必要です）

場所 シンフォニア岩国（駐車場数に限りがあります）

申込み 往復ハガキに2名までの住所、氏名、年齢、電話番号を記入し応募してください。当選は、お一人様1枚限りとします。

応募先 〒740-8555「ふれあいコンサート」係（住所不要）

締切 4月8日㈬必着

※応募者多数の場合は、抽選とします。

問合せ 海上自衛隊岩国航空基地広報室 ☎0827（22）3181（内6232）

平成27年度水質検査計画の公表及びご意見募集

広島市水道局では、平成27年度水質検査計画（水質検査項目、検査回数など）を公表し、水質検査計画へのご意見を募集します。

計画内容は、広島市水道局ホームページで閲覧できます。また、坂町役場、広島市水道局安芸営業所の窓口でも印刷物を配布します。

提出方法 郵送またはFAXで、12月25日㈮（消印有効）までに広島市水道局水質管理課（〒739-1732 安佐北区落合南六丁目1-1）へ。広島市水道局ホームページからも提出できます。

問合せ 広島市水道局水質管理課 ☎（843）4421 FAX（843）6141

軽自動車税の減免について

身体又は精神に障害を有する方が所有する軽自動車又は障害を有する方と生計を一にする方など、一定の要件に該当する場合には、申請により軽自動車税が減免されます。

納期限の7日前（平成27年度分は、4月23日㈭）までにご相談ください。

問合せ 税務住民課 ☎（820）1503

平成27年度固定資産税に係る縦覧等について

縦覧帳簿による縦覧及び固定資産課税台帳の閲覧を次の日程で実施します。

《縦覧帳簿による縦覧》

固定資産税の納税者が「自己の土地や家屋の評価額」と「町内の他の土地や家屋の評価額」とを比較できます。

内容

土地価格等縦覧帳簿 課税対象土地の所在、地番、地目、地積、価格

家屋価格等縦覧帳簿 課税対象家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

※所有者の情報や税額等は、縦覧の対象には含まれません。また、複写の交付もできません。

対象者

土地価格等縦覧帳簿 町内に土地を所有し課税されている方

家屋価格等縦覧帳簿 町内に家屋を所有し課税され

ている方

期間 4月1日㈬～4月30日㈭（土曜開庁日以外の土、日曜日及び祝日を除く）

時間

【平日】
8時30分～17時30分

【土曜開庁日】
8時30分～12時30分

場所 税務住民課（1階）

手数料 無料

《固定資産課税台帳の閲覧》

自己の資産が確認できるほか、借地・借家人や権利関係人も、対象資産を限定して閲覧できます。

期間 通年（土曜開庁日以外の土、日曜日及び祝日を除く）

時間

【平日】
8時30分～17時30分

【土曜開庁日】
8時30分～12時30分

場所 税務住民課（1階）

手数料 縦覧期間中は無料

必要なもの 縦覧、閲覧等できる方であるかどうかを確認するため、次のものが必要です。

・納税通知書、課税明細書（提示）

・運転免許証、保険証等（本人確認できるもの）

・印鑑

・借地、借家の契約書や権利関係を証する書面

※いずれも代理の場合は、委任状が必要です。

その他 4月上旬に送付する納税通知書に固定資産の価格等を明記した課税明細書を添付しています。自己資産の課税内容については、この明細書で確認できます。

問合せ 税務住民課 ☎（820）1503

町民センター使用制限の解除のお知らせ

町民センターは、坂保育所の民営化に伴う改修工事の期間中、坂保育所の仮設として施設の一部を利用していたため、使用を制限していましたが、このたび、改修工事が完了したため、次のとおり使用制限を解除します。

町民の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしましたが、ご理解とご協力をいただき無事仮設での保育を終了することができました。

解除日 4月21日㈫

場所 1階 文化財展示室、展示室、視聴覚室、トイレ、ロビーの一部
2階 調理実習室

問合せ 民生課 ☎（820）1505

生活困窮者の自立相談支援窓口を開設しました

4月から生活困窮者自立支援制度が始まり、生活困窮者の自立を支援する相談窓口を民生課内に設けました。

生活に困っている、働きたくても働けない、住む所がないなど、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方が対象となります。

問合せ 民生課 ☎（820）1505

愛の献血（400㎖）にご協力ください

かけがえのない大切な命を守るため、愛の献血にご協力ください。採血された方には、7項目について血液検査を行い、ご本人に通知されます。ご自分の健康管理のためにも、献血にご参加ください。

日時及び会場 4月11日㈯
9時～11時30分
小屋浦ふれあいセンター
13時30分～16時
パルティ・フジ坂駐車場

※献血の会場が、午前と午後では異なります。

※安全で責任のある献血のため、ご自身を証明できるものの提示をお願いしています。

種類 400㎖献血のみ

年齢
男性 17～69歳
女性 18～69歳
65歳以上の方の献血は、60～64歳の間に献血経験がある方に限ります。

基準 男女とも体重50kg以上の方

問合せ 坂町社会福祉協議会 ☎（885）2611

無料法律相談

この機会を御利用ください。相談される方は、あらかじめ電話で御予約ください。

日時 4月20日㈪
9時30分～12時30分

場所 平成ヶ浜福祉センター

申込み・問合せ 坂町社会福祉協議会 ☎（885）2611

平成27年度慰霊巡拝の実施について

広島県では、戦没者の遺族を対象に、旧ソ連・中国及び南方の各地に慰霊巡拝の実施を予定しています。実施時期、予定地域、募集人員等の詳細についてはお問い合わせ下さい。

ただし、参加したことのない遺族を優先するため、過去に参加経験のある遺族についてはお断りする場合があります。

問合せ 広島県健康福祉局社会援護課 ☎（513）3036

食育だより

「食育」とは、子どもも高齢者も、男性も女性も、生涯にわたってよい食生活を実践し、いつまでも元気でいられるような力を育てることです。

坂町における食育活動に、なくてはならないのが「**食生活改善推進員**」の皆さんです。食生活改善推進員は、食生活と健康な生活について学ぶ教育講座を終了した皆さんで、現在15名が活躍中です。

毎月保健センターでテーマを決めて学習と実習を行っています。ここで学んだことを、**「今月の食生活改善推進員による健康料理教室」**として町内３会場で町民の皆さんに伝え、健康づくりの輪を広げていく活動をしています。実習献立は**「塩分2～3ｇ、500～600ｋcal、脂肪は控えめ、旬の野菜をたっぷり、どこの家庭にもいつでもある調味料を使う」**をすべての基本とし、毎月住民の皆さんの関心の高いテーマを取り上げています。

「家ではうす味に気をつけているが、この教室で試食してみてまだまだ味付けが濃いことがわかった」と言われる方もたくさんいます。

我が家の味付けを確かめるきっかけにもなります。どなたでも参加できます。誘い合わせて、ぜひ一度ご参加ください。

▲どんなテーマにするか、熱心に打ち合わせをしています。

▲次回の健康料理教室で、参加者に話すテーマについて勉強しています。

▲男性限定の健康料理教室もあります。丁寧に教えますので、料理は初心者、不得手の男性の皆さん、安心してご参加ください。

▲夏休みには小学生対象の健康料理教室が開催されます。実習とともに「食」について学びます。

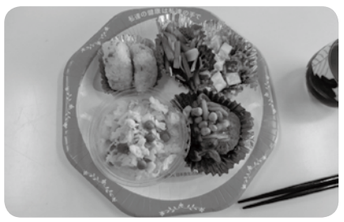

▲夏休みの小学生健康料理教室では、バイキング形式でランチプレートを作りました。主食、主菜、副菜を自分で考えて選び、盛り付けました。

▲２月の実習献立です。テーマは「最近話題の調理法」、卵トマト丼、かぼちゃのきんぴらなどを作りました。

▲時には弁当も作ります。昨年10月のテーマは「認知症について学ぼう」、献立はきのことしょうがのご飯、鮭のさっぱり焼き、切り干し大根とひじきのミルク煮などを作りました。

今月の食生活改善推進員による健康料理教室
テーマ：「なるほど！減塩生活」

会　場	日　時	
保健センター☎(885)3131	４月21日（火）	10時～13時
小屋浦ふれあいセンター☎(886)8003	４月24日（金）	
横浜ふれあいセンター☎(885)0014	４月27日（月）	

各回共通
持ってくるもの　エプロン、三角巾、米75ｇ
＊どなたでも参加できます。
３日前までに、会場へ申し込んでください。
◎問合せ先　保健センター　☎（885）3131

献立（予定）：春のヘルシー弁当を作ります
ちりめん卵のおにぎらず、大豆とひじきのミートボール、ごぼうのトマトきんぴら、スナップエンドウのポン酢あえ、春キャベツのロールサラダ、いちごの淡雪かん

毎月19日は
「食育の日」！
４月19日は家族一緒にご飯を食べよう

子育て応援隊

園庭開放日
保育園に遊びに来てください！

なぎさ若竹・横浜若竹保育園では、地域の皆様に園庭を開放しています。暖かな春の陽射しに照らされて、園庭に咲く花々が微笑みながら皆様のお越しをお待ちしています。戸外で元気いっぱい遊びましょう！子育ての相談も伺います。お気軽にお声をかけてください。

＜４月の園庭開放の予定＞
☆対　象：町内の入園前の乳幼児と保護者
☆期間・内容・場所（時間はいずれも10時～12時）
なぎさ若竹保育園　１日・29日(水)　（お休み）
８日(水）園庭遊び
15日(水）ボール遊び♪
22日(水）砂場遊び！
横浜若竹保育園　８日(水）レストランごっこ！！
22日(水）ＧＯ ＧＯ ドライブ♪
☆持参物：タオル、着替え、水分補給のお茶など
◎問合せ　なぎさ若竹保育園　☎(820)1793
横浜若竹保育園　☎(885)8111

おすそわけ講座
「本場韓国のチジミを教わろう」

日　時　４月16日（木）10時～11時30分
（オープンスペースの中での開催です）
場　所　子育て支援センター　なかよしハウス
講　師　朱　沼玟さん
対　象　乳幼児（０～５歳）を子育て中の家族
定　員　20組（定員になり次第しめきり）
参加費　１家族につき100円　申込み　直接またはお電話で

出前広場「公園であそぼう」
～春のポカポカおひさまは気持ちいいよ！～

日　時　４月14日（火）尾鷹公園　10時～11時30分
坂中学校裏のキリンのアスレチックのある公園で、桜の花もきれいです。
日　時　４月28日（火）浜田公園　10時～11時30分
◎問合せ　子育て支援センターなかよしハウス
☎(820)1770

育児講座　「お父さん出番ですよ！」
～そば打ち名人になろう（第８回）～

そば打ちの工程は子育てと共通しているところがいっぱいです。そして力のいる仕事、お父さん頑張って！家族みんなで応援して、みんなで食べよう。
日　時　４月19日（日）10時～12時
場　所　子育て支援センター　なかよしハウス
講　師　中村　竜也　氏
対　象　乳幼児（０～5歳）を子育て中の家族
定　員　５組（お母さんと子どもも一緒に！）
参加費　１家族につき900円
持参物　エプロン・三角巾
申込み　直接またはお電話で（定員になり次第締切）

育児講座　「トイレトレーニング」

日　時　４月21日（木）10時～11時30分
場　所　保育園ホール及び子育て支援センターなかよしハウス
講　師　広松てる子園長
対　象　乳幼児（０～３歳）を子育て中の家族
託　児　定員20名（なかよしハウスにて）
申込み　直接またはお電話で（定員になり次第締切）
◎問合せ　子育て支援センターなかよしハウス
☎(820)1770

子育てオープンスペース

みんなでのんびり過ごすスペースです。ホッと一息つきに来ませんか。
※申込不要、無料
日　時　４月21日（火）10時～12時30分（時間内　出入自由）
場　所　町民センター
スタッフ　育児サークル　あみ～ご☆きっず
対　象　０～３歳の子どもと家族・子育てに関心のある方ならどなたでも
◎問合せ　町民センター　☎(820)1515

なかよし広場 前期申込み

なかよし広場は子どもと遊びながら、育ちを見つめ合い子育ての仲間と学び合っていくグループ活動です。
対　象　☆１歳児グループ　【火曜日】
平成25年４月２日～26年４月１日生まれ
◇２歳児グループ　【木曜日】
平成24年４月２日～25年４月１日生まれ
期　間　☆１歳児　５月12日(火)～10月20日(火)
第１・３火曜日　全10回
◇２歳児　５月７日(木)～10月15日(木)
第1・2・３木曜日　全15回
時　間　10時～11時30分（９時30分より受付開始）
定　員　☆１歳児・◇２歳児　各10組（兄弟同伴は各３組）
参加費　☆１歳児　1,500円（おやつ・材料代）
◇２歳児　2,500円（　〃　）
申込み　期間：４月３日(金)～４月15日(水)
子育て支援センターに直接お越しいただくかメールでお申し込みください。
《申し込み多数の場合は抽選にて決定します》
☆メールでの申込みの場合
メールアドレス：nakayoshihouse - nw@dune.ocn.ne.jp
親子の氏名・子どもの生年月日・住所・電話番号・同伴兄弟の有無(生年月日)を記入してお送りください。
（お申し込みから３日以内に受付完了のメールをお送りします。届かない場合はお電話でご確認ください）
◎問合せ　子育て支援センターなかよしハウス
☎(820)1770

保育所だより

楽しい思い出と入学への期待　なぎさ若竹保育園

お別れ会では、年長組がけん玉・あやとり・跳び箱・鉄棒などできるようになったことを発表し、小さなお友達は憧れの眼差しで見つめていました。

一緒にゲーム遊びをしたり、横浜公園に遠足へ行き、異年齢児での関わりをたくさん持ち、楽しい思い出ができました。

また、年長さんはお世話になった先生やお友達に感謝の気持ちを込めて坂町に伝わる「にたり餅」を作り、みんなでおいしくいただきました。

心身共に強く・優しく・たくましく成長した年長さんは、ピカピカの一年生になり色々なことに挑戦し、仲間を大切にする心をはぐくんでほしいと思います。

40～74歳の方が受ける健康診断を『特定健康診査』と呼びます

特定健康診査を受ける時に「特定健康診査受診券」と「健康保険証」の提示が必要です！

＊企業の健康保険などに加入しておられる方（坂町国民健康保険以外）は、
加入されている医療保険者（C参照）に御確認ください

A　40～74歳の方（生活保護世帯、原爆手帳所持者を除く）の医療機関での個別健康診査（特定健診）

「特定健康診査」を実施している県内の医療機関で受けることができますので、必ず事前に確認して受診してください。（健康保険証・特定健康診査受診券が必要。）

B　75歳以上の方（生活保護世帯、原爆手帳所持者を除く）の個別健康診査（町内医療機関）
～11月以降に通知します～

「後期高齢者健康診査」を実施している坂町内の医療機関で受けることができます。
事前に確認してください。
（後期高齢者医療被保険者証が必要。）

C

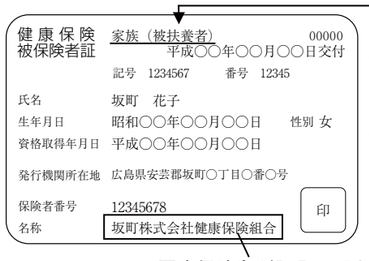

原則として＜本人＞の場合は、特定健診を受診できません。

ここに医療保険者が記入してあります。

◎問合せ　保険健康課　☎（820）1504／　保健センター　☎（885）3131

第４期生安芸地区 ホスピスボランティア講座 受講生募集

ホスピスボランティアの基本理念、役割、在宅緩和ケアとは、患者と家族に対するコミュニケーション、がん経験者の思い、遺族のケアなどを学び、ホスピスボランティアに必要な援助方法を理解しましょう。

日　時　５月23日～10月31日　午後14時～17時(全８回土曜日)
場　所　概ね安芸市民病院
定　員　約40名
受講料　5,000円
申込み　住所・氏名・性別・年齢・電話番号(携帯)・職業・受講目的を記入の上、返信用切手82 円同封し郵送する
〒736-0088　安芸区畑賀２-14-１　安芸市民病院
締　切　５月18日(月)必着

問合せ　安芸市民病院　☎（827）0123　FAX（827）0561

健康さか２１　～１に運動　２に食事　よい習慣で健康生活～

健診を　受けてあなたも　がっちり健康！～受ける前に確認を～

★がん検診
★肝炎ウイルス検査

特定健診・基本健診（糖尿病やコレステロール、肝機能の血液検査など）

20歳以上の女性は、子宮がん検診を受けましょう。

★お知らせ★
平成27年６月より子宮がん検診、乳がん検診が医療機関で受診できるようになります。（詳しくは６月広報をご覧ください）

40歳以上の方は、次のがん検診を受けましょう。
・胃がん検診
・肺がん検診
・大腸がん検診（女性）
・乳がん検診
・子宮がん検診

40歳以上（70歳未満）で過去に１回も肝炎ウイルス検査を受けていない方は、受けましょう。（無料）

65歳以上の方は、結核検診を受けましょう。

職場での健康診断を受けてください　←ある

職場や病院で健診を受ける機会がない方は、**６,11月に町民センター等で行う集団健康診査（17ページ参照）**を受けましょう。　←ない

職場や病院で健診を受ける機会がある　←20～39歳の方

6,11月に町民センター等で行う集団健康診査（無料）（17ページ参照）を受けましょう。　←40歳以上で生活保護世帯の方

年１回は、特定健診（無料）を受けることができます。
①6,11月に町民センター等で行う集団健康診査（無料）（17ページ参照）
②医療機関での個別健康診査（無料）（左ページA参照）
※健診当日、保険証と特定健康診査受診券が必要

病院に受診している　←はい　←40～74歳で坂町国民健康保険に加入している方

いいえ

どちらかを選択できます。
①6,11月に町民センター等で行う集団健康診査（無料）（17ページ参照）
②医療機関での個別健康診査（無料）（左ページA参照）
※健診当日、保険証と特定健康診査受診券が必要

いいえ

11月の原爆健診に合わせ「特定健康診査」（無料）を受けてください。
※健診当日、保険証と特定健康診査受診券が必要

原爆手帳を所持している　←はい

職場での健康診断を受けてください。
「任意継続被保険者」等の方
（※6,11月に町民センター等で行う集団健康診査（無料）（17ページ参照）が受けられる場合がありますが、健康保険証・特定健診受診券が必要です。各医療保険者（左ページC参照）に確認してください。）

健康保険証の被保険者（本人）である　←40～74歳で企業の健康保険などに加入している方（坂町国民健康保険以外の医療保険）

加入されている医療保険者（左ページC参照）に特定健康診査の受診場所について、御確認ください。
（※6,11月に町民センター等で行う集団健康診査（無料）（17ページ参照）が受けられる場合がありますが、健康保険証・特定健診受診券が必要です。各医療保険者（左ページC参照）に確認してください。）

健康保険証の被扶養者（家族）である

後期高齢者医療保険に加入している

どちらかを選択できます
①6,11月に町民センター等で行う集団健康診査（無料）（17ページ参照）
②医療機関での個別健康診査（無料）（左ページB参照）

いいえ

11月の原爆健診に合わせ「特定健康診査」を受けてください。※健診当日、保険証と特定健康診査受診券が必要

原爆手帳を所持している　←はい　←75歳以上で後期高齢者医療保険に加入している方

保険健康だより

保健センターの行事に参加の方は町内循環バスをご利用ください。自家用車でお越しの方は、役場駐車場または丸子児童遊園地横の町有地をご利用ください。

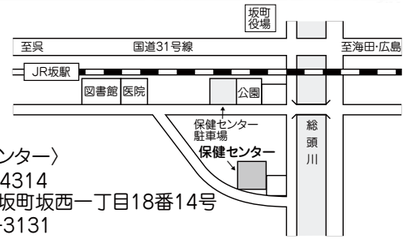

〈保健センター〉
〒731-4314
安芸郡坂町坂西一丁目18番14号
☎885-3131

100万歩歩いて元気になろう会

と　き	と こ ろ	もってくるもの
4月16日㈭ 9時30分 ～12時	町民 センター	タオル、バスタオル、お茶、筆記用具、体操マット ＊運動しやすい服装・靴で御参加ください。

＊初めて参加される方は、前日までに保健センターへ申し込んでください。

【申込み・問合せ】保健センター☎（885）3131

こどもの健診

健診名	と　き	対象の子
3歳児健診	4月8日㈬	平成23年12月1日～平成24年2月9日生まれの子
1歳6か月児健診	4月15日㈬	平成25年9月1日～平成25年10月15日生まれの子
乳児健診	4月22日㈬	平成26年11月12日～平成27年1月16日生まれの子

ところ　保健センター
受付時間　いずれも13時～13時40分
対象者には個人通知があります。

【問合せ】 保健センター☎（885）3131

母親学級

と　き	時　間	内　容
5月8日㈮	10時～ 11時30分	開講式 お風呂の実習
5月15日㈮	10時～ 11時30分	妊娠中の食生活 （午後から希望者は子育て支援センターなかよしハウス交流会）
5月22日㈮	10時～ 11時30分	じょうぶな歯を作ろう
5月29日㈮	10時～ 12時30分	安産体操・分娩の呼吸法閉講式

ところ　保健センター
＊母子健康手帳を忘れずに持ってきてください。
前日までに保健センターに申込んでください。1回のみの参加もOKです。

【問合せ】 保健センター☎（885）3131

育児相談（０～12か月の赤ちゃん）赤ちゃんの歯の相談

と　き	ところ	対象の子	内　容
4月23日㈭	保健センター	9～12か月の赤ちゃん	計測、健康相談、栄養相談、歯科相談
4月28日㈫	小屋浦ふれあいセンター	0～12か月の赤ちゃん	計測、健康相談、栄養相談
5月19日㈫	保健センター	0～8か月の赤ちゃん	計測、健康相談、栄養相談

受付時間　13時15分～13時55分（4月28日は13時15分～13時40分）

【問合せ】 保健センター☎（885）3131

坂町子どもの読書推進事業

図書館こどもまつり

ご家族みんなで、お越しください。

4/18(土)　**時　間　９時～13時**
ところ　図書館

ミニ絵本体験コーナー
１１時３０分～１３時

絵本の読み聞かせコーナー
（幼児・児童向け）
１０時３０分～１１時

体験！図書館の仕事をしてみよう
９時～１３時
（受付は１２時３０分）

【問合せ】 図書館　☎（886）3280

坂町 地域包括支援センター 相談のりば
坂 横浜 小屋浦

ちょっと役立つ!

坂町地域包括支援センター通信 Vol.17

介護ベッドのレンタルを希望して介護保険を申請したが、対象にならなかったと言うお話をよく伺います。今回はその『介護ベッド』（特殊寝台）について少し説明したいと思います。

介護ベッドとは？？

介護ベッドとは通常のベッドとは違い、高さ調節ができたり、背中を起こす機能があったり、手すり等を装着できる様になっているベッドで、介護保険では特殊寝台と呼ばれます。

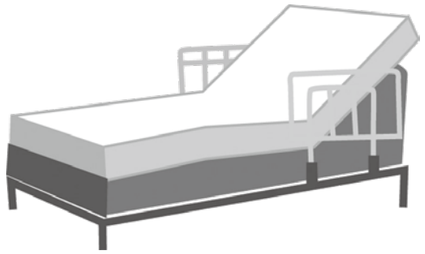

介護ベッドのレンタルは基本的に 要介護2から対象です！

例外給付の対象者 ⟹ 医学的に主治医が必要性を判断！

介護保険では原則「要介護２」よりも重度の方が対象となりますが要支援１～要介護１の方でも次の条件に該当すれば例外的に給付の対象となる場合があります！（ただし医師の意見書が必要）

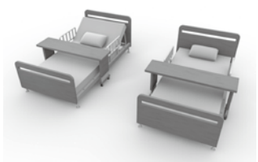

① 疾病その他の原因により状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって頻繁に介護ベッド等が必要な状態である方。
② 疾病その他の原因により状態が急速に悪化し、短期間のうちに介護ベッド等が必要な状態になることが確実に見込まれる方。
③ 疾病その他の原因により身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から介護ベッド等が必要な状態に該当すると判断できる方。

ポイント　介護保険でベッドを借りる場合は「立ち上がりやすさ」だけで判断するのではなく「背上げの機能が必要なのか？」「高さを調節する機能が必要なのか？」など介護ベッド特有の機能が必要かどうかがポイントとなります。
詳しくは、役場又はお近くの介護支援専門員（ケアマネジャー）までご相談下さい。

例外給付になる場合や他の方法もあるかもしれません！
ご不明な点があれば、介護保険の申請前でもご相談ください！

坂町地域包括支援センター　☎（885）3701（たかね荘１階）

生涯学習だより（第157号）

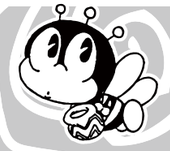

【今月の休館日】
☆町民センター　　毎週月曜日、29日㈬昭和の日
☆Ｂ＆Ｇ海洋センター　毎週月曜日、30日㈭
【ホームページアドレス】
http://www.town.saka.lg.jp/sakacho/

坂町町民センター　検索

きのうよりちがう新しい自分との出会い！

新しいことを人とふれあいながら学んだりすることは、自身の生活を心豊かなものにしてくれます。学ぶことの楽しさや、すばらしさを仲間と共に共感することによって、「もっと知りたい」、「学び続けたい」という気持ちが湧いてくるでしょう。

町民センターでは、町民のみなさんの「学びたい」という気持ちを支援できるように多彩な内容の講座を開催しています。毎月「広報さか」に掲載しますので、是非ご覧ください。なお、今月は別紙配布の「出会い、ふれあい、学びあい」にて自主グループを紹介しています。みなさんふるってご加入ください。

パパっとクッキング

お父さんと一緒に、ピザづくりにチャレンジしよう！！生地から手作りします。

と　き　5月16日（土）14時～16時30分
ところ　町民センター　調理実習室
講　師　料理研究家　吉田　潤子
メニュー　・彩り野菜のにぎやかピザ
・いちごのスムージー
対　象　お父さんと子ども（年中児以上）
定　員　親子10組
参加費　1家族につき600円（材料費）
持参物　エプロン（親子）、ハンドタオル
申込締切　5月9日（土）

【申込み・問合せ】町民センター　☎(820)1515

▲ すくすく学級（歌のお兄さんとあそぼう！）

親子で楽しむ寄せ植え講座

春がやってきました！！親子で、寄せ植えをして、大切に育てましょう！

と　き　５月２日（土）14時～15時30分
ところ　町民センター　美術工芸室
講　師　園芸研究家　石田　邦夫
対　象　年中児以上の親子
持参物　軍手、ペットボトル（500㎖）１本
定　員　親子12組
参加費　800円
申込締切　4月25日(土)

【申込み・問合せ】町民センター　☎(820)1515

友遊サタデー

みんなで遊びにおいでよ!

と　き　4月11日（土）9時30分～11時30分
ところ　各小学校体育館
内　容　レクリエーション･スポーツ
（ファミリーバドミントン･ティーボール等）
対　象　小学３年生～６年生
持参物　タオル、水筒、上履き
主　催　坂町スポーツ推進委員協議会
申込み　当日各会場で受け付けます。
※運動ができる服装でご参加ください

【問合せ】B&G海洋センター　☎(884)2525

図書館だより 第120号

開館時間
火～金　９時～20時、土・日　９時～17時
休 館 日
毎週月曜日、昭和の日29日㈬、
図書整理日30日㈭
☎（886）3280
http://www.town.saka.lg.jp/sakacho/
坂町ホームページから「坂町立図書館」をクリックしてください。
坂町立図書館　検索　Click

図書館利用者の坂町自転車等駐車場使用料は無料となります。

詳細は生涯学習課または都市計画課へお問い合わせください。
役場生涯学習課（町民センター）　☎（820）1515
役場都市計画課　☎（820）1513
※自転車で来館される際は、交通ルール、マナーを守り、安全に気を付けましょう。

展示コーナー

「こどもに読書習慣を！」
4月1日（水）から5月28日（木）まで

おはなし会

ところ　坂町立図書館　おはなしルーム
と　き　10時30分～11時

くれよんグループ　４月16日(木)
にこにこグループ　４月23日(木)

折り紙体験コーナー

と　き　４月15日㈬
10時30分～11時30分
ところ　坂町立図書館　多目的閲覧室
内　容　＜清正のかぶと＞
持参物　おりがみ・サインペン・はさみ・のり

新刊のご案内

一般書
「29歳で図書館長になって」　吉井潤　著
「不安症の事典」　貝谷久宣・佐々木司　編著
「お葬式」　遠田潤子　著

児童書
「原発事故で、生きものたちに何がおこったか。」　永幡嘉之　写真・文
「あ、はるだね」　エリン・Ｅ．ステッド　絵
「ねねねのね」　北村裕花　絵
その他、多数あります。

この本読んでみて！

『うめの花とてんとうむし』
工藤直子　著

児童文学の中から「花」をテーマにした名作童話を集めたシリーズ。工藤直子「うめの花とてんとうむし」、宮川ひろ「さくら子のたんじょう日」など６編と、「野に咲く花のように」の歌詞を掲載する。

オススメ図書コーナー

「バスに乗って」

バスが出てくる絵本を集めました。いもほりに出かけるバス、えんそくに行くバス、海辺の町を走るバス。みんなでバスの旅をお楽しみください。

ベストセラーズ

（３月１日　中国新聞）

1	奇跡はいつも起きている	相川圭子
2	吉野弘詩集	吉野弘
3	プロ野球カラー名鑑　2015	ベースボール・マガジン社
4	天風録書き写しノート	中国新聞社
5	64	横山秀夫

２月の貸出ベスト３

一般書
「想い出のとき修理します　３」　谷瑞穂　著
「マスカレード・イブ」　東野圭吾　著
「家族よ、ボケと闘うな！」　長尾和弘　著

児童書
「たんぽぽ」　平山和子　文・絵
「つられたらたべちゃうぞおばけ」　乾栄里子　著
「ひつじのラッセル」　ロブ・スコットン　作

図書館からのお知らせ

こどもの読書週間（４月 23 日～５月 12 日）にあわせて、４月 18 日（土）に『図書館こどもまつり』を開催します。多くの子供たちに図書館や読書に親しんでもらう機会をつくります。おはなし会やミニ絵本づくり、受付体験などもあります。

坂町史　親から子へ、子から孫へ受け継ぐ

第13回「坂の行政」

明治22年の町村制施行に伴って誕生した坂村は、昭和25年に町制を施行し、現在まで一つの自治体として行政を運営してきました。この間、6人の村長と6人の町長を中心に、時代の変化と多様な地域課題に対応しながら、現在の坂町を築いてきました。

坂町史では、坂町をとりまく時代の変化と行政対応の特色をもとに、第二次世界大戦後から現在までを四つの時期（①昭和20年からおおむね昭和35年、②おおむね昭和36年から昭和53年、③おおむね昭和54年から平成7年、④おおむね平成8年以降）に区分し、各時期の行政運営を概観するとともに、四つの時期を通して坂町行政に通底する3点に着目し、それらの特徴を記述しています。

共通する3点とは、①人づくりの重視、②住民自治と地域文化、③自然環境との調和です。詳細は、『通史（現代）・地理編』をご覧ください。

▲ 昭和25年の坂町役場

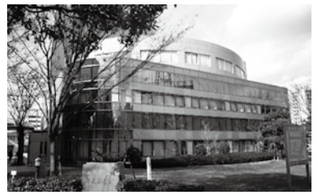

▲ 平成24年の坂町役場

［『通史（現代）・地理編』より］

『坂町史』全４編販売中
販売場所：生涯学習課・町民センター・坂町立図書館・坂公民館・横浜ふれあいセンター・小屋浦ふれあいセンター・坂町Ｂ＆Ｇ海洋センター
見本もあるので、ぜひ一度ご覧になってみてください。坂町では、収集した史資料・写真を公開しています。どうぞご利用ください。
【問合せ】生涯学習課　☎（820）1525

坂町の民具Ⅲ

❶ 木こり道具（その１）

振り返ってみますと早いもので、「住い」の道具の紹介を主にしたシリーズも4年を過ぎました。この間テーマとの関連で、いくらか職人達の使った道具も登場しましたが、今回からは思い切って、全面的に「職人道具」の紹介に切り替えることにします。

さて、昨年12月号でも触れたように、坂町にも樵（きこり）を生業とした人達がいました。町内には自然林、人工林を合わせて70％以上を占める松と、少数の杉もありました。当時は地元の人々が間伐や、雑木の除去、落ち葉を燃料として集めるなどしていたため、山は荒れることなく常にきれいに保たれていました。昭和40年ころまでの建築用材や、家庭燃料に起こった驚くような変化、更にはマツノキクイムシの繁殖で、短期間で山は荒れ、松を見ることも稀になりました。そして、使われなくなった道具だけが残ることになったのです。現在町が保管しているものは、前に述べた大鋸（おが）を除いて10種あり、直接木を切り倒す「伐（き）る道具」とその後必要になる「運ぶ道具」に分けられますが、今回はそのうち「伐る道具」（5種）についてご覧いただきます。①～⑤は写真の上からの順を示します。

① **山鋸（やまのこ）**　木を切り倒したり、枝を落とす時使う。大きさによって大小を使い分ける。
② **受彫斧（うけほりおの）**　大きな木を倒す向きに30°～45°の受け口を彫る。両手で使う。
③ **楔（くさび）**　木を倒す向きに斧や鋸でつけた受け口と、その反対側につけた追い口へ打ち込む。
④ **鉈（なた）**　枝を落としたり、まき割りなど、色々に使われる。
⑤ **厚鎌（あつかま）**　刃の厚い鎌で、枝を落としたり巻きついた藤蔓（ふじつる）などを切るとき使う。

（坂町文化財保護委員）

平成27年度 こども教室学級生募集

開催場所：町民センター

教室名	講師名	開催曜日・（初回受講日）・時間	対象	定員
こども絵画工作教室	神田　康子	第１・３土曜日（５/２） 幼児（年中・年長）10時～11時 小学生 11時～12時 ※幼児コースは、保護者同伴	年中児～小学６年生	幼　児 12名 小学生 20名
こども英会話教室	クリスティーン	第２・４土曜日　(5/９) （１・２年生）13時30分～14時30分 （３・４年生）14時45分～15時45分	小学1～４年	1・２年生 20名 3・４年生 20名
こどもダンス教室	倉原　麻衣	第２・４土曜日　(5/９) （小学１～３年生）10時～10時45分 （小学４～６年生）10時45分～11時30分	小学１年生～小学６年生	1～3年生 20名 4～6年生 20名
こどもダンス教室（幼児）	松谷　絵梨	毎週金曜日　(5/８) 16時30分～17時15分	年中・年長	12名
こども料理教室	井野口明子	第２水曜日 (5/13) 15時～17時 授業が遅くなった場合、授業終了後の参加可能	小学１年生～小学６年生	16名
こども硬筆教室	玉澤　恵	第２・４水曜日 (5/13) 15時～17時 授業が遅くなった場合、授業終了後の参加可能		20名
こどもマナー教室	中村　照子	第１・３土曜日（５/２） 14時～16時		20名
わくわくチャレンジスクール		第４土曜日 ※５月のみ、第５土曜日５/30 10時～12時	小学３年生～小学６年生	60名

【受講料】 前期と後期の年２回に分けて、納付してください。
前期（５～９月）4,000円＋後期（10～３月）4,800円
（こども料理教室　前期2,000円＋後期2,400円
こどもダンス教室（幼児）前期8,000円＋後期10,000円）
※１回分400円で試算。納付された受講料は返金できません。（材料費等別途必要）

【受付期間】 ４月３日（金）～４月12日（日）

【受付場所】 町民センター、坂公民館、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター

【受付時間】 町民センター：火曜日～金曜日　９時～17時、土曜日・日曜日　９時～17時
その他の施設：月曜日～金曜日　９時～17時

【申込方法】 上記の受付場所にある所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。
※申し込み多数の場合は、４月17日(金)10時から抽選(保護者の立会い可)を行います。
抽選の対象となった方には、４月15日（水）までに電話でご連絡します。
申込みの際には、**日中に連絡可能な電話番号等**をご記入ください。

先着順ではありませんので、ご注意ください。

※受講生が少ない時は、開催できない場合もあります。
【問合せ】町民センター ☎(820) 1515〈休館日：月曜日・祝日〉

満1歳の誕生日おめでとう

二井家（にいけ）　悠葵（はるき）くん
（横浜東二丁目）
平成26年４月１日生まれ
悠葵、１歳おめでとう。沢山の笑顔をこれからも見せてね。
パパ＆ママ

田中（たなか）　結喜（ゆき）ちゃん
（坂東二丁目）
平成26年４月10日生まれ
結喜の笑顔はパパ・ママのエネルギー☺いつも沢山の幸せをありがとう♡結喜大好きよ♡

尾崎（おざき）　花（はな）ちゃん
（平成ヶ浜二丁目）
平成26年４月15日生まれ
１歳のお誕生日おめでとう！花の笑顔が大好きです。お兄ちゃんとたくさん遊んで、明るく優しい女の子に育ってね♡

このコーナーへの掲載を希望される場合は、誕生日の前月10日までに、お子様の写真（裏面にお子様の氏名・住所・電話番号・生年月日と、一言コメント（40字程度）を記載してください）を、役場企画財政課へ持参または送付してください。

◎問合せ　役場企画財政課　☎（820）1507

あたたかい心のともしび

つぎの方々から、社会福祉事業資金としてご寄付をいただきました。厚くお礼申しあげます。

（２月受領分・敬称略）

◎香典返し寄付者

関戸　祐子（坂東二丁目）
高田　　歩（坂東三丁目）
若宮ハナミ（坂西一丁目）
高下　澄夫（小屋浦三丁目）
岡本由美子（小屋浦四丁目）

よろこび

おめでとうございます
２月届出分　敬称略

三戸　櫻子（さくらこ）（坂東一丁目）
中川　美鈴（みれい）（坂東二丁目）
竹板　宗助（そうすけ）（坂西二丁目）
垰本　穣（じょう）（平成ヶ浜二丁目）
梶谷　大和（やまと）（平成ヶ浜二丁目）
鈴木　礼（れい）（平成ヶ浜三丁目）
奥田　陽佳（はるか）（植田二丁目）

かなしみ

おくやみ申し上げます
２月届出分　敬称略

縫部　敏枝（85）（坂東二丁目）
高田　　等（67）（坂東三丁目）
松谷　敏子（93）（坂東三丁目）
湯戸　　武（83）（坂東四丁目）
向井　菊雄（77）（横浜西一丁目）
宮本アヤ子（82）（鯛尾一丁目）
吉村　サダ（82）（小屋浦二丁目）
西谷ヱイコ（88）（小屋浦三丁目）
園山　　榮（74）（小屋浦四丁目）
岡本　伍郎（79）（小屋浦四丁目）
堀田　　定（84）（小屋浦四丁目）

このコーナーに掲載を希望しない方は、届出のときに申し出てください。

今月の納税

4月30日（木）

固定資産税…第１期分
軽自動車税…全期分
国民健康保険税…第１期分
介護保険料（１号）…第１期分

口座振替日　4月27日（月）

口座振替の登録をされている方は、
口座振替日の前日までに残高の確認をお願いします。

坂町の人口

（３月１日現在）

男：	6,335人	（前月比 - １）
女：	6,825人	（前月比 -12）
計：	13,160人	（前月比 -13）
世帯数：	5,658世帯	（前月比 - ２）

発行所／〒731－4393　広島県安芸郡坂町役場企画財政課　☎082（820）1507　印刷所／今谷印刷株式会社　☎082（422）2714
坂町のホームページアドレス　http://www.town.saka.lg.jp/sakacho/